

令和 3 年 生坂村議会

第 2 回 定例会 会議録

令和 3 年 6 月 9 日 開会

令和 3 年 6 月 17 日 閉会

生 坂 村 議 会



告示第8号

令和3年第2回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月1日

生坂村長 藤 澤 泰



記

1. 期 日 令和3年6月9日
2. 場 所 生坂村議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 望 月 一 将 君
3番 藤 原 良 司 君
5番 太 田 讓 君
7番 平 田 勝 章 君

2番 藤 澤 幸 恵 君
4番 望 月 典 子 君
6番 字 引 文 威 君
8番 吉 澤 弘 迪 君

不応招議員（なし）

令和3年第2回生坂村議会定例会（6月定例会）

1日目（6月9日）

○報告6件

- ・専決処分の承認を求めることについて
（生坂村手数料条例の一部を改正する条例）
- ・専決処分の承認を求めることについて
（令和2年度生坂村一般会計補正予算予算（第10号））
- ・令和2年度生坂村一般会計事故繰越について
- ・令和2年度生坂村一般会計繰越明許について
- ・令和2年度生坂村農業急落排水特別会計繰越明許について

○補正予算案1件

- ・令和3年度生坂村一般会計補正予算予算（第1号）

総括質疑

議案の委員会付託

請願・陳情について

委員会付託

散会

・開会	7 P
・村長挨拶、提案理由の説明	8 P
・報告の朗読説明	1 1 P
・質疑、討論、採決	1 1 P
・報告の朗読説明	1 2 P
・補正予算案の朗読説明	1 3 P
・総括質疑	1 4 P
・議案の委員会付託	1 6 P
・請願陳情等の提出、委員会付託	1 6 P
・散会	1 7 P

令和3年第2回 生坂村議会定例会議事録

令和3年6月9日 午前10時 開議

【1日目】 ◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		開 会
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	報 告 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (生坂村税条例等の一部を改正する条例)
4	報 告 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度生坂村一般会計補正予算(第10号))
5	報 告 第 4 号	令和2年度生坂村一般会計事故繰越について
6	報 告 第 5 号	令和2年度生坂村一般会計繰越明許費について
7	報 告 第 6 号	令和2年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費について
8	報 告 第 7 号	令和2年度生坂村農業集落排水特別会計繰越明許費について
9	議 案 第 2 5 号	令和3年度生坂村一般会計補正予算(第1号)
10		総括質疑
11		議案の委員会付託
12		請願・陳情について
13		請願・陳情の委員会付託
14		散 会

出席議員（８名）

1 番 望 月 一 将 君
3 番 藤 原 良 司 君
5 番 太 田 讓 君
7 番 平 田 勝 章 君

2 番 藤 澤 幸 恵 君
4 番 望 月 典 子 君
6 番 字 引 文 威 君
8 番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君
教 育 長 樋 口 雄 一 君
住 民 課 長 眞 島 弘 光 君
健康福祉課長 松 沢 昌 志 君

副 村 長 牛 越 宏 通 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君
振 興 課 長 中 山 茂 也 君
教 育 次 長 山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 平 野 公 恵 君

書 記 坂 爪 浩 之 君

◎村民憲章唱和(午前 10 時 00 分)

○議長(太田譲君) 起立。礼。おはようございます。

村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。

では、1 番望月議員の後にご唱和をお願い致します。

○1 番(望月一将君) 朗読

○議長(太田譲君) 着席してください。

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣言

○議長(太田譲君) これより、令和 3 年第 2 回生坂村議会定例会を開会します。本日の会議に先立ち申し上げます。6 月定例会は、クールビズで行います。暑いようでしたら、上着等はお脱ぎください。また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスクの着用と適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎諸般の報告

○議長(太田譲君) はじめに、ご報告事項を申し上げます。

議員派遣の件について、お手元に配布してあるとおり議員を派遣したのでご報告します。次に、監査委員から令和 3 年 4 月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたので、ご覧ください。

◎会議録署名議員の指名

○議長（太田譲君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、6 番字引議員、7 番平田議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（太田譲君） 日程 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 9 日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 6 月 17 日までの 9 日間に決定しました。

◎提出議案の報告

○議長（太田譲君） ご報告いたします。本定例会に提出されている案件は、

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

「生坂村税条例等の一部を改正する条例」

報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

「令和 2 年度生坂村一般会計補正予算（第 10 号）」

報告第 4 号 令和 2 年度生坂村一般会計事故繰越について

報告第 5 号 令和 2 年度生坂村一般会計繰越明許費について

報告第 6 号 令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費について

報告第 7 号 令和 2 年度生坂村農業集落排水特別会計繰越明許費について

議案第 25 号 令和 3 年度生坂村一般会計補正予算（第 1 号）

の、報告 6 件、補正予算案 1 件の計 7 件です。

◎村長挨拶・議案提案理由の説明

○議長（太田譲君） ここで理事者より提案理由の説明、並びに挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 皆さん、おはようございます。

それでは令和 3 年第 2 回生坂村議会 6 月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。今年ももうすぐ梅雨の時季となり、雨が多く土砂災害等が心配な季節となりました。

議員各位に於かれましては、改選後最初の定例会であり、何かとご繁忙の折、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。平素は、村政運営に対しましてのご指導、ご鞭撻をいただいておりますことに感謝申し上げる次第でございます。

さて、新型コロナウイルスワクチンの高齢者向け接種は5月14日から始めまして、当村高齢者750名の内82.7%の620名が接種の受付が済んでおり、昨日8日時点で、高齢者の1回目の接種済みの方が750名に対して71.5%の536名になり、その内2回目の接種済みの方が19.6%の147名となっております。今後予定通り進みますと、7月13日(火)に高齢者の接種は終了する予定でございます。また、16歳以上の方への接種券の発送は、7日に行いまして、基礎疾患のある方、60～64歳の方、高齢者入所施設で従事する方への接種予約は、12日(土)から受け付けて、6月22日から接種する予定でございます。一般の方の受付は6月29日(火)から行いますが、高齢者の方も引き続き受け付けますので、希望する方は早めの予約をお願いいたします。そして、今年度の村政懇談会は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じて、先月27日(木)に村民会館講堂において、午後2時からと午後7時からの2回開催させていただき、Web会議システムのZoomでも参加していただきました。Zoomで初めて参加した若い方がお出でになりましたが、思ったより参加者が少なく残念でしたので、今後の村政懇談会をどのような形で開催するか検討しなければと考えております。今回の村政懇談会で頂戴しましたご意見、ご提言は、お応えできる案件に対しましては早速調査などをしてご回答申し上げますし、その他の案件につきましても担当部署や知恵の輪委員会で検討協議を進めております。今後も、村民の皆さんのご意見、ご要望等の把握に努めるため、村民の皆さんから負託をいただいた議員各位及び区長会などの各種会議や頼りにされております地区担当職員、地域支援等のいくさか大好き隊員からも、村民の皆さんのご意見、ご要望を把握している状況ですので、引き続き村民の皆さんとの対話を重視した村政運営と情報公開の取組に努めてまいります。

次に、今年度も県の「地域発 元気づくり支援金」を活用して実施します、村名申請の5件と団体申請3件の併せて8件に対しまして採択をいただき、14,761千円の支援金を交付していただけることになり、総事業費19,136千円で各種事業を実施しするために、今定例会に係る予算を計上させていただきました。しかし、今年度もまだ新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通り事業ができない可能性がありますので、松本地域振興局等に相談しながら事業を実施し、この元気づくり支援金事業によっても、村民の皆さんが協働による取組を行っていただき、さらに地区、村の活性化、村民の皆さんの生きがいに結びつけ、村内外に生坂村の元気を発信していただきたいと願うところでございます。

また、昨年度から取り組んできました「山村活性化対策事業」につきましては、支援交付金10,000千円を採択していただきました。生坂村農林水産物生産者組合が事業実施主体として、生坂農業未来創りプロジェクト会議、農業公社、おじさま倶楽部、女・人竹っこクラブ、こなもん工房など多くの団体のご協力をいただき、道の駅「いくさかの郷」を核とした地域振興策を図り、農産物の出荷販売額の増額や人材育成、さら

には新規就農者の定住につなげることを目指すとともに、当村の豊かな自然や風土等の観光資源を生かした取組や情報発信などに取り組んでまいります。

今年度も第6次総合計画を根幹に、いくさか村づくり計画を実行計画として、生坂村と各地区の活性化や人口減少の抑制を図るなどの生坂創生のために、さらに各施策を進めていかなければなりません。また新型コロナウイルス感染症が予断を許さない中、ウイズコロナの時代を考慮しながら、乗り越えていかなければならないなど、多くの課題を解決または方向性を見出していかなければならないと考えている次第でございます。それには、村民の皆さんが絆を大切に、地区、村を守り育てていこうという責任感を共有していただきますとともに、村政運営に対して、引き続きのご理解とご協力をお願いしながら、協働による村づくりを継続していかねばならないと考える次第でございます。どうか、議員各位に於かれましても、生坂村のために格別なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に上程させていただきました議案は、報告6件、補正予算案1件の計7件であります。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて。この専決処分は、生坂村税条例等の一部を改正する条例で、令和3年4月1日から地方税法の一部を改正する法律の施行により、関係部分の改正を行う条例の一部改正であります。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて。この専決処分は、令和2年度生坂村一般会計補正予算第10号で、既定額に83,850千円を追加して、総額を2,706,903千円とする補正予算であります。

主な内容は歳入で事業の確定により地方交付税98,152千円を増額し、繰入金14,356千円を減額しております。歳出では、総務費で81,350千円、災害復旧費で2,500千円を増額としております。

報告第4号 令和2年度生坂村一般会計事故繰越について。この報告は、令和2年度生坂村一般会計について地方自治法第220条第3項の規定により事故繰越をしたので、同法施行令第150条の規定により報告するものであります。

報告第5号 令和2年度生坂村一般会計繰越明許費について。この報告は、令和2年度生坂村一般会計について地方自治法第213条の規定により明許繰越をしたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第6号 令和2年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費について。この報告は、令和2年度生坂村簡易水道特別会計について地方自治法第213条の規定により明許繰越をしたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第7号 令和2年度生坂村農業集落排水特別会計繰越明許費について。この報告は、令和2年度生坂村農業集落排水特別会計について地方自治法第213条の規定により明許繰越をしたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案第25号 令和3年度生坂村一般会計補正予算【第1号】。この予算案は、既定額に50,848千円を追加して総額を2,147,848千円とする補正予算であります。

ます。

主な内容は、歳入で、地方交付税 8, 1 3 2 千円、国庫支出金 1 6, 0 9 6 千円、県支出金 1 1, 2 2 8 千円、諸収入 1 5, 3 4 9 千円を増額し、歳出では、各款において、人事異動等による人件費の補正と総務費 1 7, 4 4 6 千円、衛生費 1 8, 3 9 3 千円、農林水産業費 7, 2 4 8 千円、消防費 1, 6 4 1 千円、教育費 1 1, 8 5 8 千円等を増額する内容となっております。以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶並びに議案の説明といたします。

◎日程 3・報告第 2 号及び日程 4・報告第 3 号

○議長（太田譲君） 日程 3、報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて、生坂村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（眞島弘光君） [住民課長 眞島弘光君 朗読説明]

○議長（太田譲君） 日程 4、報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 2 年度生坂村一般会計補正予算（第 1 0 号）」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

◎質疑・討論

○議長（太田譲君） 報告第 2 号と第 3 号の報告 2 件について、朗読説明が終了しましたので、質疑、討論に入ります。質疑、討論のある方の発言を許します。

初めに、質疑はありませんか。

[声なし]

○議長（太田譲君） 次に、討論はありませんか。

[声なし]

○議長（太田譲君） なければ質疑、討論を終結します。

◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて 生坂村税条例等の一部を改正する条例を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて「令和2年度生坂村一般会計補正予算（第10号）」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程5・報告第4号及び日程6・報告第5号

○議長（太田譲君） お諮りします。日程5、報告第4号及び日程6、報告第5号の2件を一括議題とします。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、報告第4号及び報告第5号の2件を一括議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 〔総務課長 藤澤正司君 朗読説明〕

○議長（太田譲君） この報告第4号、令和2年度生坂村一般会計事故繰越については、地方自治法施行令第150条、報告第5号 令和2年度生坂村一般会計繰越明許費については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告のため、採決は不要です。

◎日程7・報告第6号及び日程8・報告第7号

○議長（太田譲君） お諮り致します。日程7、報告第6号及び日程8、報告第7号の2件を一括議題とします。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、報告第6号及び報告第7号の2件を一括議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） [振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長（太田譲君） この報告第6号、令和2年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費について及び、報告第7号、令和2年度生坂村農業集落排水特別会計繰越明許費については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告のため採決は不要です。ここで休憩と換気をしたいと思います。再開は11時15分とします。

休憩 午前 10時55分

再開 午前 11時15分

◎議案提出・説明

○議長（太田譲君） 再開します。日程9、議案第25号「令和3年度生坂村一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

○住民課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（眞島弘光君） [住民課長 眞島弘光君 朗読説明]

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） [健康福祉課長 松沢昌志君 朗読説明]

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） [振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（山本雅一君） [教育次長 山本雅一君 朗読説明]

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎総括質疑

○議長（太田譲君） これより、日程１０、総括質疑に入ります。

議案第２５号の令和３年度補正予算案１件について、質疑のある方の発言を許します。
質疑はありませんか。

○３番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○３番（藤原良司君） 若干、説明をお願いしたいと思います。私、社文の所管という形で、総務の方の関係をちょっとお伺いいたします。４ページの企画費、１８の負担金補助及び交付金、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金、これについてお伺いいたします。選挙戦で昭津区とかですねえ、古坂区に行ったところ「過疎を何とかしろやあ」って言われてしまいまして、空き家が非常に多いという事になると思います。村づくり計画の中では空き家の登録数が減っていると、これは宇留賀区等の部分で購入者が増えたというような事かなあとは思いますが、この対策事業費の中でそういった消滅集落に近いような古坂、昭津、こういったところを特に重点的に対策をとっているかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。以上です。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） ３番藤原議員の質問にお答えをいたします。

生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金でございしますが、昨年度移住された方が移住物件を直したいという方が多くて、昨年度も補正予算に計上させていただいた経過がございします。そういう中でやはり空き家は目立つんですが、昨年度も２０数軒アンケート出しましたら、４・５軒しか返ってきません。そういう中でその４・５軒を空き家バンクに登録しましたら１軒残っただけであと全部売れてしまったと、で昨年度は１１軒、確か私の記憶では売買されておりまして、今登録物件が３軒くらいしかないと、で大日向の物件まあ程度がいいもんですから１０件近く問い合わせがある状況でございします。まあ古坂区も昨年度は１軒入りまして、まあ昭津区は入っておりませんが是非物件登録をしていただきたいという事で、６月にアンケート調査をする予定になっています。そういう中でなるべく空き家を空き家バンクに登録していただくように所有者の方々にしっかりと働きかけをしていきたいと思ひます。以上でございします。

○議長（太田譲君） 他にありませんか。

○８番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○ 8 番（吉澤弘迪君） 7 ページの農業振興費で備品購入費として 5, 4 1 2 千円が入っておりますが、これはおそらく元気づくり支援金でラジコンの部分があります。これが 3 0 0、ラジコンだけで 3, 4 5 4 千円か、そういう事になっておりますが、他に何か抱き合わせの金額があるか、ちょっと教えてほしいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 8 番吉澤議員のご質問にお答えをいたします。

ご指摘いただきました備品購入費でございますが、おっしゃられる通り 3, 4 5 4 千円につきましてはハイブリットラジコンの草刈り機の購入を予定しております。残り 1, 9 5 8 千円につきましては実施して 3 年目になります、生き活きいくさか農業所得向上プログラム事業のビニールハウスの購入を予定しております。以上です。

○議長（太田譲君） 他にありませんか。

○ 8 番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 8 番吉澤議員。

○ 8 番（吉澤弘迪君） この元気づくりののを見てまいりますと、一応振興課所管でラジコン購入の出してありますが、これはもし買った場合に何処に所属して使うつもりであるかお聞きしたいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 今お話しいただきましたハイブリットラジコンの使用の予定ですが、今後しっかり定めてまいりますが、元気づくり支援金申請する段階では、それぞれ農業生産者団体、中山間地域の組合ですとか農地水の組合ですとか、そういった団体の方々を対象にしまして、大変畦畔のきつい田んぼですとか、そういった所の法面の草刈りに活用していただきたいという事で予定をしております。利用の方法でございますが、一応現在農業公社の方とも相談をしておりますが、使用については無償で団体に貸し付けをするという事と、あと使用に際してラジコンを操縦する技術が多少いるものですから、その方々に講習会を行ったり、あと別にオペレーターをちょっと要請をしまして、そういった方々を組合の方で雇っていただいて、賃金をお支払いして派遣するというような方法を今検討しております。以上です。

○ 8 番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○ 8 番（吉澤弘迪君） 再度お聞きしますが、私の聞いたのは何処に所属をして、例えば村で振興課が持っていて、そういう中山間地域とかの団体に貸し出すんだか、そこら辺

の事をお聞きをしてるわけですが、一体何処で所属をして貸し出すかお聞きをしたいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） すいません、お答えが不十分でした。機械の所属につきましては現在村で管理をするのか、それとも農業公社の方でお願いをするのか今現在調整をしておる所でございます。以上答弁いたします。

○議長（太田譲君） よろしいですか。

○8番（吉澤弘迪君） はい、わかりました。

○議長（太田譲君） 他にありませんか。

〔声なし〕

○議長（太田譲君） 他になしと認め、総括質疑を終結いたします。

◎議案委員会付託

○議長（太田譲君） 次に日程11、議案審査のため各常任委員会に議案を付託したいと思います。議案第25号の令和3年度補正予算案1件について、慎重審議を期するため、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。

よって、1議案をそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎請願・陳情の提出

○議長（太田譲君） 次に日程12、請願3第2号 義務教育費国庫負担金制度の堅持・拡充を求める意見書採択を求める請願書を議題とします。

◎請願陳情の委員会付託

○議長（太田譲君） お諮りします。

ただ今議題となっている日程12の請願1件の内容は、お手元に配布のとおりです。朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。ご

異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。

よって日程１２の請願３第２号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。
ここで、事務局に常任委員会付託案件表を配布させますので、しばらくお待ちください。

◎散会の宣告

○議長（太田譲君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

次の本会議は、６月１６日水曜日の午前１０時から再開し、一般質問を行います。本日は、これにて散会します。起立。礼。大変ご苦勞様でした。

〔散会 午前 １１時５２分〕

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和3年6月9日

議 長 灰田 譲

署名議員 寺 引 文 威

署名議員 平 田 勝 章

令和3年第2回 生坂村議会定例会議事録（6月定例会）

8日目 （6月16日）

- ・一般質問 4人
- ・散会

・一般質問 21 P

吉澤弘迪議員 21 P

望月典子議員 27 P

字引文威議員 32 P

藤原良司議員 37 P

・散会の宣言 46 P

令和3年第3回 生坂村議会定例会

令和3年6月16日 午前10時 再開

【8日目】 ◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		再 開
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
		散 会

出席議員（8名）

1番 望 月 一 将 君	2番 藤 澤 幸 恵 君
3番 藤 原 良 司 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 讓 君	6番 字 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	副 村 長 牛 越 宏 通 君
教 育 長 樋 口 雄 一 君	総 務 課 長 藤 澤 正 司 君
住 民 課 長 眞 島 弘 光 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
健康福祉課長 松 沢 昌 志 君	教 育 次 長 山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 平 野 公 恵 君	書 記 坂 爪 浩 之 君
------------------	---------------

開議 午前 10時00分

◎開議の宣言

○議長（太田譲君） 起立。礼。着席してください。

これより、令和3年第2回 生坂村議会定例会を再開します。本日の会議に先立ちまして申し上げます。本定例会は、クールビズのため、暑いようでしたら、上着をお脱ぎください。また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスクの着用と、適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。
これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（太田譲君） 本日の議事日程は、配布してあるとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（太田譲君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、
8番吉澤議員、1番望月議員を指名します。

◎一般質問

○議長（太田譲君） 日程2、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

最初に、8番 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 8番吉澤弘迪です。

私は当村の人材育成の必要性と人材教育についてのテーマで一般質問を行います。私は今回の村議選で当村の人材育成の必要性を公約の一つとしてあげましたが5月28日の新聞に悩む父さん頑張る会の題目で、当村のボランティア団体が会員の減少と高齢化が原因で後継者が不足してしまって活動を縮小しなくてはならない現状が紹介されました。私は父さん頑張る会に所属していますので大切な村の炭焼きの技術の伝承、生坂産の大豆の栽培事業を今後どうしたらよいかという会の実情についてはよく理解できますし、他の私の所属している大城京ヶ倉を広く世に出す会も会員が高齢化して減少し、春秋の高齢のトレッキングも村の大好き隊や振興課の人達に協力してもらってやっと実施できるのが実情です。このような状況下のボランティア団体は他にも多く、これらの団体は村の観光、里山整備、農産物加工などに携わっていて、村の産業や地域振興、活性化を支えてこれらのボランティア団体の活動を継続することは当村の村づくりに重要と考えます。早急に住民と行政の共通のテーマとして検討し対策を実施することが必要と考えますので村長、副村長、総務課長にそのお考

えをお伺いしたいと思います。まず最初に村長にお伺いいたします。村の行事や事業を支える団体には先般生坂村戦没者追悼式が実施されましたが、村の恒例の行事を支える遺族会も時代の経過で会員が減少し上部団体から要請された奉仕作業も困難であると聞いています。会員には資格があり外部から会員を求めることが出来ず、この会も自然消滅になってしまう恐れもあります。しかし、恒例の戦没者追悼式は村の大切な行事として今後続行が必要です。他にも村の行事や事業に関連している団体やボランティア団体が時代の経過とともに後継者不足で存続が危うい団体が幾つもあり、それも行政全般にわたっていて、その実情と存続性について至急調査検討し対策を実施することが行政改革の上からも必要と考えますが村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 8 番吉澤議員の質問にお答えをいたします。村の行事や事業に関連する団体の実情について調査検討をというご質問でございますが、現在生坂村では、お父さん頑張る会、おじさま倶楽部、女・人輝きクラブ、大城・京ヶ倉を広く世に出す会、山清路保勝会、ハチクの会、配食サービス、しあわせ ing サークル、本大好き会、おむらいすなど、大変多くの団体やグループの皆さんが、村づくり、村の活性化、農業振興、観光振興、教育振興、環境保全等々のご活動をされているところでございまして、それぞれの立場でのご活動で、村政運営に参画されている割合は日本の自治体の中でトップクラスであると考えておりまして、それぞれの村政運営に対するご貢献に感謝を申し上げる次第でございます。そこで、各団体、グループの実情と存続性について調査をするようにとのことでしたので、村の行事や事業を支えていただいている団体等に対しまして、それぞれの担当部署で聞き取り調査をさせていただきました。やはり、お父さん頑張る会や遺族会と同じ様に、会員数が減少気味で、高齢化も進んでいまして、当面は活動可能ですが、今後については検討していかなければならないとの団体が多くございました。しかし、村づくりの先駆的な団体でした「お母さん頑張る会」は、昨年度解散してしまいましたが、農業公社の特産品開発部に梅漬などの特産品の製造販売や小正月の繭玉づくりなどを引き継いでいる取組もありまして、他のボランティア団体にダブって加入されている方も多いことから、団体を整理する面から発展的な解散をされたとのことでございました。

高津屋森林公園管理組合は、組合員数が昨年度と比較して6名増えまして、年齢構成は30歳代から90歳代までとなっております。今後の活動につきましては、昨年度より検討を始めまして今年度新規加入者が増え当面は活動が可能とのことでございました。

また、しあわせ ing サークル、本大好き会の皆さんは、趣味が一緒であったり、司書と一緒に活動しておりますので、引き続き活動を継続できるとのことでございました。しかし、日本の中山間地域は、働き方改革などで定年の年齢が上がったことともに、人口減少と高齢化によって各団体の新規加入者は減ってきているところでございます。当村にとって、ボランティア組織は協働による村づくりに重要でございますので、今後吉澤議員ご指摘のように、「当面活動できるとは何年くらいなのか」、「今後の検討をどの様にしていくのか」、「新規会員をどの様に増やしていくのか」など、担当部署と各団体の皆さんで話し合い、継続できている団体の取組なども参考にして、今後の方向性を見出してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) はい、議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 村長へ再質問を致したいと思います。大城・京ヶ倉を広く世に出す会も会員が高齢化して減少して、以前は会員が登山ガイドを務めて春秋の恒例のトレッキングを実施しましたが現在は振興課と生坂大好き隊の協力でどうにか実施しています。しかし、このトレッキングも村内外の人には大人気で村内外から毎回約40人の人達が参加しております。特に村長ご夫妻には毎回参加していただいてトレッキングを盛り上げて頂いていることを心から感謝を申し上げたいと思います。これからもこの会は是非存続したいと思っています。それぞれの団体は会員の高齢化で会員が減少し、各々ボランティア団体の仕事を十分には出来ずに個々にどうしたらいいか悩んでおりますが、行政とボランティア団体の共通の問題として過去には考えたことがなく、ボランティア団体の現状と存続性について村長の言われるように、当面の活動が出来るのが何年くらいか、今後の検討でどのようにしたらいいか、新規会員をどのようにして増やしていくのかなど、行政の担当部署と各々の団体の会員が話し合い継続できるよう方向性を出すのが一番いい方法ではないかと思っております。この問題は重要で急を要する事項ですので各部署に担当者を決めて団体と協議検討を行い、その結論については村民も広い範囲の人が団体に所属しておりますので、村民に公開をしていただきたいと思いますと考えますが村長のお考えは如何でしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長

○村長(藤澤泰彦君) 8番吉澤議員の質問にお答えをいたします。

現在、村のボランティア団体の担当部署はだいたい決まっております、その担当部署は各団体の構成や活動のある程度把握をしている状況でございます。地域づくり、農業、教育、環境など色々な多岐にわたって活動しております、それにはやはり議員ご指摘のように各担当部署の担当者を決めまして各団体とさらに連携を密にし、会の存続に向けて検討して参りたいと思います。またその結果も公表させていただきまして、村民の皆さんと団体の実情を共有して、そして各団体になるべく長期に活動できるように取り組んでまいりたいと思います。以上答弁いたします。

○8番(吉澤弘迪君) はい、議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 長年ボランティアをしていました一人として大変な苦しみもありましたが是非行政の力を借りて今後も各団体を存続していきたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。次に副村長にお伺いいたします。人材育成についてお伺い致します。私はボランティア団体に属しボランティア活動を続けてきた一人としての感想は平成16年に村の進むべき方向を当面の自立と決定し、魅力ある村づくりを目指して村民は丸丸となって自助・共助・公助をテーマに村民自らがボランティアに参加してきましたが、それ以来約20年が経過しましたが、その間行政も村民も活動に専念するばかりで一番大切な人材育成というのを忘れてしまっていたというのが実情です。その結果ボランティア団体の人材不足に留まらず、議員のなり手不足、地域の区長など役員のなり手不足、消防団員のなり手不足など人材不足は行政の広範囲にわたっています。特に昨今では人材育成の必要性はコロナウイルスの感染が拡大する中で、大きな災害のリスクが高まった場合、人命救助と感染防止をするための自主防災組織のリーダーの責任は拡大し、その指導力、現状分析、判断力が必要となりの確な人材の育成が急務となっております。また、行政でも自治体として住民主導の行政を行うため

には、自治体職員は自分の考えで企画・立案・執行してその結果に責任を取る。それに必要な意欲、能力がさらに求められていて、益々人材育成の必要性は地域リーダーにも行政の職員にも必要と考えます。地域から選抜された人達や、役場職員、農業公社、社会福祉協議会の職員、地域づくりに関心のある村民などを対象に、大学の先生、学識経験者、村内の実務者を講師に、生坂地域新興塾(仮称)を開講し人材育成の学ぶ場としてこの塾を利用することを提案致しますが副村長のお考えは如何でしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは8番吉澤議員の人材育成についてお答えを致します。

今までの当村での人材育成についての取り組みは、平成23年に県の元気づくり支援金事業で生坂大好き塾(地域リーダーを育てる事業)として実施しました。事業の内容は10区から2名から3名の方28名、議会議員8名、地区担当職員10名を塾生とし、松本大学総合経営学部白戸教授を講師として、研修会6回と先進地の視察を行なっています。この事業の塾生から今までに草尾柿生産組合長や村議会議員また区長として活躍していただいている方がおります。

防災対応については、元気づくり支援金の事業では「自らの命は自らが守る」災害リスクマネジメント事業で令和2年度に各区から9名の方が、防災士養成研修講座を受講して防災士の資格を取得していただいております。また今年度も各区から防災士の資格取得希望者を募り災害時に率先して対応いただく防災士の育成に取り組んでまいります。

職員の人材育成については人材育成方針を平成29年4月に策定しています。人材育成の基本方針の意義として、近年の地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来、環境問題の顕在化、経済環境の変化、地方分権型社会の進展など、社会情勢が大きく変化する中、行政に対する住民ニーズも複雑化、多様化し、よりきめ細やかな行政サービスの提供が求められております。そこで住民と職員が協調しあい、社会情勢の変化の中で柔軟かつ弾力的に対応できる職員の人材を育成していくことが最も重要となっておりまして、これまでにも研修等に派遣し、かつ、村独自でも開催してきましたが、長期的な総合的な観点から、職員の意識改革と資質の向上を効果的に推進するために「生坂村職員人材育成基本方針」を策定しております。

吉澤議員ご指摘の仮称「生坂地域振興塾」の開催については、平成23年に行った生坂大好き塾の開催から、10年ほど経過していますし、職員の人材育成方針の意義の中に、住民と職員が協調しあい、社会情勢の変化の中で柔軟かつ弾力的に対応できる職員の人材を育成していくことが、最も重要となっていると定めておりますので、私も吉澤議員の提案の内容については必要と考え、開催に向けて総務課、村づくり推進室と協議し事業についてまとめ、村長に事業提案していくように進めてまいります。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 副村長へ再質問いたします。

平成23年に行われた元気づくり支援金を利用した生坂大好き塾については私が議会で人材育成に提案し教育委員会が主催して実現したもので私も参加していますので、その内容についてはよく理解しています。私の当初の人材育成の目的は村づくりに必要な自治体が住民主導で個性的で総合的な行政を実現していくためには、住民と行政が自分たちで考え執行することが必要でそれにふさわしい地域リーダー養成職員が必要と考えて提

案いたしました。しかし、結果は地域の農産物を活かすリーダーの養成で私の当初の目的と食い違いが生じました。それ以来行政職員と住民が一体となった人材育成事業は防災士、防災上の研修などの人材育成事業の他に、この10年間にはこれという事業を実施されていません。県の生涯学習センターでは6月から公民館、社会福祉協議会、市町村の地域おこしの担当者、地域おこしに関心のある住民に参加を呼び掛けていて、県内各地の地域づくりの成果や課題を学ぶ講座が開かれていますので、村の職員を派遣して参加させてみたらどうかと思います。また、人材育成は各自治体も必要性を感じ積極的に行うようになり、近隣の市町村では朝日村が信大の経法学部と連携し、村職員の能力向上のためヒューチャーデザインを利用して、現状と将来の視点で政策を立案することを目的に人材育成を計画しております。また国会では令和3年3月に過疎地域の持続的な発展支援に関する特別措置法が成立し、その中に人材育成に関する過疎地域持続発展支援事業が織り込まれています。人材育成は村の将来を見据えた時に必ず必要な事業で、近隣市町村に遅れを取らないよう是非過疎法に関する事業を良く精査し、当村でも応用できる事業を取り込んで行政職員、住民が一体となって人材育成ができる事業を実施することを再度提案いたしますが、副村長のお考えは如何でしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただ今の質問に対してお答えを致します。

人材育成につきましては色々な方法があると考えます。吉澤議員ご指摘のような方法もありますし、村の育成方針の中にも研修等については盛り込んでございます。職場内研修の推進、また職場外の研修の推進、様々な研修を行っていくことは必要と考えます。そして過疎地域持続的発展支援事業につきましては、吉澤議員からただ今ご提言頂きましたが、当村は財政状況により10分の6の交付率となります。人材育成やこの事業はIC等の技術活用も対象となり当村にとって好条件の事業と考えます。先ほど答弁させていただいた事業提案を行う際に参考にさせていただきます。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 先ほども申し上げたように人材育成は村の将来を担った重要な事業でございますので、積極的に良い条件の事業を採択して実行してほしいと思います。次に人材供給について総務課長にお伺いいたします。

今我々が求めている人材は、副村長に質問した地域のリーダーや行政職員のケースのように人材を研修、育成して将来に備えることが出来る場合は学ぶ場を作って人材育成をすればよいわけですが、ボランティア団体の人材不足は必要に応じて直ちに人材供給をしないと活動が停止してしまいます。我々ボランティア団体も村内の人材で補う事を試みましたが、村の人口減少、高齢化の現状下ではそれも成功しませんでした。人材が村内から供給できない場合は、村外の住民や大学生、企業や企業の労働組合員などのボランティア団体の活動内容に興味を持った人に参加してもらうのも一つの方法であると考えます。それには活動内容のアピールと人材を募集していることを広く知らせることが必要ですので、元気づくり支援金や絆づくり支援金を利用して人材募集をし、一つの事業として組み立て立案、内容方法について検討して実施することを提案いたしますが、総務課長は如何お考えですか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 8番吉澤議員の人材供給についてのご質問にお答えをいたします。

村内のボランティア団体やその団体におきましては高齢化の他、様々な要因によりまして人材不足となっているということは、議員のおっしゃるとおりだと考えております。ボランティア団体の活動が大きく規模を縮小したり、休止してしまいますと、村の特産品の開発、製造、販売や農業公社特産品開発部等への原材料の供給も懸念され、村の活性化や経済にも影響を与えることとなります。

そうしたことにならないように、これまでも高齢化や会員数の減少などで作業の支援の要請があった団体等に対しましては、いくさか大好き隊員により支援をしてきており、今後もそうした要請に対しては対応をしていくよう考えております。

吉澤議員からは人材を育成・確保するための事業化についてご提案をいただきましたので、担当と致しましてもご提案をいただきました内容に関する村外企業や大学などとの連携について調査研究をして、新たな事業提案に繋げていければと考えております。以上でございます。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 総務課長に質問いたします。

ボランティア団体の人材不足では、私の属している大城・京ヶ倉を広く世に出す会、父さん頑張る会などは生坂大好き隊の支援を受けて事業を続行できていますので大変有難いことだと思っております。しかし、将来ボランティア団体の人材不足は今より一層進んで大好き隊の労力だけでは支援できない時が必ず来ると思いますが、大好き隊には本来の活動目的がありますから、ボランティア団体の支援が活動目的になってしまう事には私は賛成できません。安定したボランティア団体の支援が出来る方法について考える必要がありますが、産学連携による大学との連携、村外の市民との連携、企業や労働組合との連携、または先ほど副村長に申し上げましたが、国会で成立した過疎地域持続的発展の支援に関する措置法の中に過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業等がありますので、よく調査研究をして応用できるか検討することが必要であると考えます。このことについて総務課長は如何お考えですか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) はい、お答えを致します。ただ今吉澤議員の方から様々な連携の方法があるという事、それから国でも色んな事業が用意をされてきているという事でございまして、これはそのとおりであります。その様々な人材育成、人材供給につきましても色んなものが考えられるかと思います。例えば団体メンバーに加わっての参加である。それから様々な作業のタイミングだけを参加されるサポーター的な支援、そういったことも考えられるかと思いますので、今ご提案のありました様々な連携の方法、それから国で用意されております過疎地域に関する支援の事業等につきましても研究をさせていただき、何とか村内のボランティア団体等がこのまま引き続き継続的に活動できるようにしていくことが大切かと思います。以上でございます。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 以上で私の人材育成、それから人材供給についての質問は終わりたいと思いますが、いずれにせよボランティアを長く続けていたり、議員活動を長く続けていた一人としては村を良くしたいという一心で献身的にものをやっているわけでございまして、今回も私、平成16年から始めている配食も20年間やりましたので止めたましたが、止めた時には非常に寂しかったというのが実感でございまして。できれば年をとってもやっぱりボランティアは続けたい、それが一心でございまして、いずれにせよ人材育成等をやっていたらボランティア団体が消滅しないように、そして村が良くなるような人材を是非養成をしていただきたいと考え私の質問は終わりたいと思います。

○議長(太田譲君) 次に、4番 望月議員。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 4番望月典子です。

通告に基づき質問します。最初に生坂大好き隊員による高齢者の見守りについてです。現在当村では女性隊員による高齢者見守りが続いています。そこでまず対象高齢者の数、見守りの頻度、重点となる見守りは何か、どんな相談が多いか、またその対応は。以上について健康福祉課長の答弁を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) それでは4番望月議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、生坂大好き隊によります高齢者の見守りにつきましては75歳以上の一人暮らし、若しくは高齢者のみの二人暮らし世帯で行っておりまして、介護保険を申請された方は除いております。見守り訪問の目的は安否確認でございまして、体調変化がないかどうか、変化があれば包括保健師と一緒に訪問いたしまして支援策を検討するために行っており、今年4月時点での訪問対象者は75歳以上のみの世帯161名で、うち83名が一人暮らしであります。なお、介護保険認定者でもサービスを利用されていない方などは見守りが必要かどうかを課内で検討して訪問をしております。見守りの頻度につきましては2か月から3か月に1回行っておりまして、必要に応じて頻度を増やして訪問をする方もいらっしゃいます。個人の状態にもよりますけれども介護保険申請には至りませんが認知面で不安がある方や免許返納後いくりん等の利用支援が必要な方などは頻度を多くしております。新型コロナワクチン接種前におきましては、送迎時間等の再確認のための訪問、また電話での連絡なども行っております。相談を受けることが訪問の目的ではないため、相談数の統計は取っておりませんけれども、話をしている中でご相談いただくこともございます。最近の相談の内容では、県外在住の家族と会えない寂しさの傾聴や疾病、介護、コロナ関連の相談などのお話をお聞きしております。以上で答弁とさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 4月の選挙運動の折、様々な集落を回り外で元気に作業されている高齢者の方々とお話をすることがありました。どなたも一人暮らしで子供さんが訪ねてくるのを心待ちにしているという共通点がありました。しゃべりだすと止まらないのも同じで普段話をしていないから相手がいるとおしゃべりが弾むんだなあと実感しました。見守りは安否確認が目的、変化が見られた時のその後包括支援も充実していて、その他の事もしっかり対応し説明されました。一先ず安堵しました。該当者は161名、頻度は2か月から3か月に1回、その数字を2か月に一回りするとしてざっと計算すると1日に平均4名という事になります。そこで一つ追加質問を致します。現在の見守り隊員の方は小さなお子さん二人を育てている若いお母さんです。業務は見守りだけではなく、その後の報告書提出とかデスクワークもあると思います。彼女が急に休みを取らなければならない時などのサポート体制は出来ているのでしょうか。遠慮をせずに休みを取れているのか、その辺の事を聞かせてください。健康福祉課長にお願いいたします。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) ご質問にお答えしたいと思います。現在居る隊員のサポートはという事でございますが、まず見守り業務につきましては無理のない範囲で業務を計画しております。また隊員の方の事情もありますけれども、行けない場合につきましては医療チームの方で支援を行うというサポート体制を取っております。大好き隊員の休みでありますけれども、ご家庭の事情もありますけれども、ご家庭を優先して休暇を取っていただくことで優先をさせていただきまして、現在お子さんもいらっしゃいますし、10月に出産予定という事でもありますので、その点も配慮致しまして業務に当たっていただいております。以上で答弁とさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) ただ今の説明でだいたい、あの負担もあまりなく業務をされていることがわかり安心しました。この業務はやはり女性でなければならないと思います。まあ以前ちょっと私も男性もどうかなって思った事も有りますけど、やっぱり自分の身に置き換えてみたら女性の方が話しやすい、あの高齢者の男性もやはり男の人より自分の孫のような若い女性の方がいいんじゃないかなって、言うんかなって思いました。家事との両立で女性は大変だと思いますが、現在も含め将来の女性従事者の方にはパートナーの理解、協力のもと是非このやり甲斐のある仕事、頑張っていただきたいと思います。 次の質問に移ります。

高齢者の一人暮らし、老夫婦世帯の家族への連絡方法についてです。私も高齢になってきてもしもの時のことを考えることが多くなりました。自分や夫婦の身に何かあった時の連絡先をどうすればよいのか、支えあいマップに記載欄があるのは見たことはありますが、2・3の常会にも聞いたのですがほとんど活用されていないし、周知もされていません。この現状に対して行政としてはどう考えているか、どう指導した方がよいのか、お考えを健康福祉課長に伺います。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) それではご質問にお答えさせていただきます。

高齢者世帯の見守りについては、いろいろなケースが考えられますが、高齢者の方にお伺いしてお話をお聞きしますと、毎晩ご家族と連絡を取っている方はあまりいないようで、月に1～2回程度連絡を取り合っている方がほとんどようです。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、近所でお茶を飲む機会も減っているようですけれども、普段から姿が見えないことはないか、電気のつけっぱなしがないかどうか注意されて見ていられる方もおり、「遠くの家族より近くの他人」と笑ってお話しをされている方もいらっしゃいました。ご近所等地域の皆様にご心配いただいておりますことに感謝申し上げたいと思います。

地域包括支援センターでご家族への連絡先を把握している方につきましては、行政で連絡をとることもできますけれども、高齢者全員の連絡先を把握しているわけではありません。何かあった時のために、それぞれの家庭で電話機の近くのわかりやすい所に、ご家族への連絡先をお書きいただければ、緊急時に連絡とることもできると思います。

健康福祉課では、高齢者訪問担当や保健師が「体調不良時には救急車を呼ぶ」ということは適時お伝えしているところではありますけれども、一人暮らしの場合には、何か起きた時に発見が遅れることも考えられます。そこで、平成26年度から「高齢者緊急通報システム設置費補助金」を創設いたしまして、一人暮らし高齢者世帯が設置する緊急通報システム設置費用の助成を行っており、導入に対し初期設置費用で50,000円、月々の利用料で2,000円を上限として助成しており、それぞれの世帯の実情に合ったシステムを導入していただくよう助言しております。システムの例として電化製品の使用状況をご家族に連絡するシステムなどや、運送会社のシステムでは、照明器具の使用状況に変化がない場合に、近くの宅配便の配達員が様子を見に行くなどいろいろなサービスがございまして、ご家族にあったものを検討され導入していただくようご案内をしております。昨年1件導入がありましたので、今後も進めていきたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 答弁のとおり、確かに高齢者全員の連絡先を把握することはできません。個人の判断で電話機のそばに連絡先を書いておくという人は、まあそれはそれでいいのですが、行政に届けておきたい、もしもの時のために管理しておいてほしいと願っている一人暮らしや老夫婦もいます。10年位前ですか、年数はちょっとはつきりしませんが、災害用の住民支えあいマップが各常会に配られています。常会長が保管していた冊子を見てまいりました。支援を希望する方4名の手書きの資料が添付されていましたが、それも随分前の申請でその後更新も報告も何もないから、常会の中でもそんなものがあるのさえ知らない人が多いと思われる。連絡先を書くことのできるページもありました。支えあいマップを新たな形にして常会に配付し、個人情報に留意し、希望者は要支援や連絡先の申請をし、1年ごとに更新をしながら村の地区担当が保管するという考えをどうお考えでしょうか。答弁をお願いします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) 望月議員の住民支えあいマップについてお答えをいたします。

住民支えあいマップについてはかなり前に1度作りました。そしてそれを紛失してしまったという常会がかなりありましたので3、4年前に新しく作り変えました。その際に各区長さんをお願いをして、今後の管理方法等も徹底してあります。そして毎年度行っている常会長会議、まあここ去年と今年については常会長会議

コロナ禍のためできませんでした。その中で次の常会長さんに必ず引き継いでくださいという事を申し添えてあります。またコロナ禍でできなかった常会長会議においても、こちらの方からお願い文書を差し上げてあります。ですので、その辺をもう少し確認していただければなという風に思います。で、今年度要配慮者の避難マニュアルについては作成をしていくように元気づくり支援金の事業で計画をしております。「自らの命は自らが守る。地域マネジメント事業」ですけれども、その中でも整合をとっていきたいなというふうにも考えております。また、せっかく作った支えあいマップですのでまた状況を確認しながら有効に使っていくように地区担当を通じて状況等も確認をしていきたいと思っております。以上答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) ただ今の副村長の答弁で3、4年前に新しく作られたのを見たのか、その前のものを見てしまったのかちょっと私わからないんですけど、とにかくうちの常会はもうここ3年ぐらい集会も開いてないし、マップも最初私はどこにあるかわからなくて集会所の中を探したり、前々回当たりの常会長からずっと当たってきて、やっと今回の常会長の手元にあるつちゅうことがわかったような状態で、本当に活用されてないっていう事がとても気になりました。それであの、健康福祉課長も色々説明をしていただきましたが、要支援は、のための制度が本当に充実して手厚くなされていることはとてもいいことだと思っております。支援は大事な事なんですけど、今回の質問はあくまでも、もしもの時の連絡先を何処へ託せばよいかを重点に考えました。常会内では担当者が高齢になってくとも考えられます。役場が管理してくればこんなに安心なことはありません。先日の日曜日の信毎に、災害時の要支援者の避難計画の策定が遅れているという記事が載っていました。今後計画を作成する予定があるとした38町村の中に当村の名前がありました。この緊急時の避難の、あ、ごめんなさい。緊急時の連絡方法の問題も是非前向きに、かつ早急に対処実現させてほしいと思っておりますが、再度そのことについて健康福祉課長に説明を求めます。はい、じゃあ副村長お願いいたします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただ今の質問に対してお答えいたします。要介護者の避難については大変重要なことだという風に私も認識しております。先ほど申し上げました事業を今年度計画しております、社会福祉協議会等とどういう風にやっていけば一番効率的にできるのかというようなことも今現在調整を担当課の方で調整をしております。ですので、この事業の中で今望月議員が言われたことについてもしっかりと解釈しながら対応させていただきたいと思っております。以上答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) ただ今の答弁を聞きまして、これで1つ問題をやっていただけたという風に思いました。今後の対応をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。旧かあさん家の部分が空き家になっている若者コミュニティセンターの利用についてです。かあさん家が閉店して、この9月で3年になります。法人、団体に向けて利用を打診しているという事は聞いていますが引き合いはあったのでしょうか。村が運営していくという考えはあるのでしょうか。総務課

長にお尋ねします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 4 番望月議員の旧かあさん家の跡利用についてのご質問にお答えをいたします。旧かあさん家が入っておりまして若者コミュニティセンターにつきましては、会議・研修室と飲食が提供できる施設が併設された施設として平成3年に設置がされました。

会議室、研修室は、施設設置以来これまで村民の皆様には様々な場面で活用していただいております、現在も定期的に利用される団体があるなど、有効に活用されております。

一方、飲食を提供してきた部分につきましては、当初は村が喫茶店として営業を開始しその後、農業公社の特産品開発部が「かあさん家」としていくさかの郷への移転がされた平成30年9月まで営業をしてきました。

本施設は、生坂村若者コミュニティセンター設置条例によりまして、指定管理者により管理をさせることとしており、指定管理を行わせる者の要件は、生坂村公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条で、法人その他の団体と規定されています。これまで、個人からの問い合わせは数件あったものの、指定管理者の要件に見合う方からの問い合わせはありません。まだまだ利用可能な施設でありますので、村としてもなんとか利用していただける法人・団体があればと考えており、村が運営していくという方向ではない形での運営をもう少し考えていきたいと考えております。以上でございます。

○4 番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4 番（望月典子君） あの、若コミが指定管理者制度下に置かれるという事は、若者コミュニティセンター設置条例によるものですね。そして、その相手は法人・団体に限ると。株式会社や NPO 法人を村内で見つけるとなると相当難しいと思われるし、今までの会議室の利用も業者に任せるという事になるという事ですね。そこで追加質問ですが、若コミに関する設置条例を改正して村が運営するという事は無理でしょうか。もし無理ならその理由をお聞かせください。お願いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 村の直営についてのご質問かと思いますが、先ほど条例の話をさせていただきましたが、生坂村公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の話をさせていただきました。この条例の基になるものがございまして、地方自治法第244条の2第3項に「指定管理者となれる者は法人・その他の団体であって、当該地方公共団体が指定する者」という地方自治法に規定がされている者を村の条例で作ったものであります。なお、直営につきましては条例を改正して直営をすることは可能ではありますが、当面まだまだ現状を見まして先ほど申し上げましたとおり村の運営ではない形で何とか運営をしていただく、そういった法人・団体等があればいいかなあという事で考え、検討をしているところではございます。以上でございます。

○4 番（望月典子君） 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 村としては今直営は考えていないという答弁をいただきました。えーと、やっぱりそういう事なんですね。あの私が折あるごとに村民の人たちから聞いたこととお話しします。えーと、ミニ美術館みたいにして絵を飾ったり、村の人達の作品を展示してほしい。気軽に立ち寄れるサロン風にしてコーヒーや軽食が取れ、おしゃべりができるスペースが欲しい。雑貨品を販売したり、時々フリーマーケットもやってほしい。男性の方からは居酒屋っぽいところをほしいよなー、なんて意見もありました。指定管理者制しか方法がもしないのなら、それをきちんと説明するためにも一度村民に呼び掛けて関心を持っている人との意見交換会を開くとか、ICN を利用するとか、そういう考えをお持ちでしょうか。村民の皆さんが納得した方法を見つけるためにも必要ではないかと思いますが、答弁をお願いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えをいたします。今望月議員の方からは様々な村民のお声という事でご提案をいただいたという風に理解をいたしました。それらを含めましてですね、今後の活用については検討を、何とかね、使っていただくことが我々も重要であるというように考えておりますので、その辺も含めましてちょっと検討はさせていただきたいと思います。以上でございます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) あの、これから色々な話し合いとか活動を続けていく中で、あの、業者を見つけるためには、あの、みんなの意見を反映させて当村の暮らしに合う運営をしてくれる業者を見つけることが大事ではないかと思います。行政村民ともに力を合わせ知恵を出し合って対処しなければならない問題だと、今肝に銘じました。以上で私の質問を終わります。

○議長(太田譲君) ここで休憩をしたいと思います。再開は 11 時 25 分とします。換気の方よろしく願いいたします。

休 憩	午 前	11時10分
再 開	午 前	11時25分

○議長(太田譲君) 再開します。次に、6番 字引議員。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 6番字引文威でございます。通告に基づき一般質問を致します。

質問内容は簡易水道施設老朽化対策と耐震管更新についてです。簡易水道施設の有収率改善対策実施状況についてお伺いいたします。私も過去の自信の職務経験からこの水道施設の有収率の低い実情を憂慮しておりま

す。このことは村として有収率改善策のみならず、自主水源確保、老朽化耐震対策、給水区域の過疎化など村の大きな政策課題と感じております。昨年 9 月定例会にて吉澤議員から村営水道有収率についての質問がありました。振興課長から簡易水道施設の有収率改善対策として、現在振興課内で有収率アッププロジェクト会議を開催し、水道経験職員による漏水箇所の調査、検討、対策を実施され漏水状況の改善が進んでいる模様ですが、その改善状況についてお伺いいたします。昨年度、令和 2 年度の漏水箇所、故障個所の件数、何が原因か、またその損失金額等について振興課長にお伺いいたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 6 番字引議員のご質問にお答え致します。

簡易水道施設の有収率改善対策の実施状況についてのご質問でございます。字引議員ご指摘のとおり、低迷する村簡易水道の有収率の向上を図るため、過去に簡易水道事業を担当した経験者を構成員とし、昨年 9 月 1 日付けで、庁内に簡易水道有収率対策プロジェクト会議を立ち上げました。毎月開催する会議の中で、村内の各ポンプ施設の稼働時間の比較や配水池の流量データ、各施設の配水量と使用量の比較などにより月ごとの変化の確認と漏水が疑われる地域の分析・把握、対応方法について協議し、その結果、必要に応じて昼夜間を問わず漏水調査を行うなどその対策に取り組んでいるところです。

ご質問の令和 2 年度の漏水箇所の件数は 30 件と例年の 3 倍と多く、そのうちプロジェクト会議により調査し発見した箇所は 10 か所でした。漏水発生の原因としましては、管の老朽化によるソケット等の破損や石等との接触による管の破損、傾斜地での地形変化による発生などが多くみられ、その修繕工事金額は 4,560 千円程となっております。以上答弁と致します。

○6 番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6 番(字引文威君) 再質問をさせていただきます。

損失金額についてお伺いいたします。漏水原因では老朽化、施工不良、地理的要因などありますが、その修繕対策によりどのくらいの有収率がまず改善されたのか、また回答の修繕工事費には損失した水量の損失額は含まれていないわけで、その費用を含めると年間幾らぐらいの損失金額になっているのか振興課長にお伺いいたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答え致します。

まず始めに有収率につきましてお答えを致します。お話ししましたとおり有収率プロジェクト会議によりまして、毎月定例会を行いまして協議等を行っております。その結果こういった取り組みを続けることによりまして参考値ではございます但有収率としまして会議の中で参考値として用いている数字ですけれども、令和 3 年 3 月末ひと月の有収率が 62.6%、令和 3 年 4 月につきましては 66.51%、最新の 5 月末では 70.36%とゆう事で、徐々に有収率のほう上がっている状況でございます。二つ目のご質問でございます。修繕工事以外の損失額という事でございます。こちらにつきましては、漏水部分を損失額としますと令和元年度の決算ベースで

算出を致しますと有収率およそ 6 割という事でございますので、計算をしますとおおよそ 800 万円程、810 万円程となります。合計しますと 1260 万円程という事になります。この有収率ですが松本管内でも高いところでは 80 台の半ばという状況でございます。特にご承知おきのとおり生坂村につきましては中山間地でございます。大変条件が悪いという状況でございますが、これまでの取り組みによりまして有収率徐々に上がってきている状況でございます。以上答弁と致します。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 毎年度このように約 12～300 万の損失金額を出していたわけでございます。現有施設の問題点と漏水対策と耐震化更新工事の考え方についてお伺いいたします。そのプロジェクト会議にて検討されているとは思いますが、今後の有収率改善策の進め方は如何に進めていくのか。それには漏水修繕対策が優先対策なのか、耐震化更新工事が対策が先なのかを判断しなければならないと考えます。現給配水管の対応年数から考えられる老朽化に伴う漏水事故に対し修繕作業を重ねていくことは根本的な漏水対策とはなり得ないのではないかと考えます。それには耐震化更新事業を早期に進めることが最善の有収率改善策になるのではないかと考えますが、如何お考えか振興課長にお伺いいたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答え致します。

現有施設の問題点と漏水対策と耐震化更新事業の考え方についてのご質問でございます。今後の有収率改善策の進め方につきまして、字引議員ご指摘の漏水修繕対策が優先対策か、耐震化更新工事対策が先なのか、また現給配水管の耐用年数から考えられる老朽化に伴う漏水事故に対し修繕作業を重ねていくことは根本的な漏水対策とはなり得ないのではないかと、また耐震化更新事業を早期に進めることが最善の有収率改善になるのではないかとのご質問でございます。

村ではこれまでもご説明している通り、有収率が 6 割程と低く村内で大きな漏水が発生しているため、喫緊の対策としてプロジェクト会議を立ち上げ、漏水調査等を実施し、現場を突き止め逐次対応してまいりました。字引議員ご指摘のとおり、老朽化の進んでいる施設の耐震改修は必要であり耐震改修は漏水対策につながるものと考えますが、村としましては、発生している漏水をそのままにはできませんので、その都度早急な対応を行うなど必要な漏水対策を進めながら、合わせて老朽化施設の耐震改修を計画的に進めていく事が必要であると考えております。以上答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 6月6日のですね信毎の記事で「安く安全な水道へ広域化は。県内公営水道岐路。人口減で細る収入。老朽化で支出増加。山間部多く難しい面も。隠れ赤字の事業も一般会計にシワ寄せ」と市町村水道事業の難問山積であることが記事に掲載されておりました。当村にもすべて当てはまる内容だと私も考えます。昨年9月の定例会では長期更新計画とを含む水道施設整備基本計画と財政計画を策定するとご回答されました。その計画策定状況はどの程度進んでいるのか、その進捗状況と内容を振興課長にお伺いいたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答え致します。

長期更新計画を水道施設整備基本計画と財政計画進捗状況についてのご質問でございます。字引議員ご指摘の長期更新計画を含む水道施設整備基本計画と財政計画の策定についての進捗状況と内容についてでございますが、今年3月定例会におきまして今後進める水道施設台帳をもととして長期更新計画及び耐震改修計画を含む水道施設の基本計画を策定するよう進めていく予定と回答させていただいております。進捗状況につきましてですが、この業務について先日契約を済ませております。これから具体的に進めていく予定でございます。今後も引き続きプロジェクト会議の中で、漏水対策に関する事項はもとより、老朽化した施設の耐震改修計画の協議・立案から、村の水道事業の今後の進め方についてまでも検討協議を行っていく予定であります。以上答弁と致します。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 追加質問させていただきます。

今後の水道事業の進め方についてお伺いいたします。村の水道事業の今後の進め方についても検討協議を行っていく予定との回答ですが、毎年度漏水による損失を出している現状を断ち切るためには、いつ頃までに方針を決められる予定か、振興課長に再度質問させていただきます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答え致します。

先ほどお答えしましたとおり、施設の老朽化、また耐震化対策を含めた基本計画の策定につきましては今年度中の策定を予定しているところでございます。以上答弁と致します。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) ぜひ、この問題は時間をかけてはいけない事だと思いますので、目標の今年度末ぐらいまでには方針をしっかりと固めていただきたいというふうにお願いします。続きまして、耐震化更新工事の財源確保に対する考え方について村長にお伺いいたします。特別会計簡易水道事業に対しては毎年度一般会計から先にお話しいただいた千数百万円の損失金額を含めた不足分を毎年繰り出している状況でございます。これを毎年度継続することは村民サービスに充てられる税財源をその分他の事業に回せない事であり村民サービスの欠如となり早くこの連鎖を断ち切る必要があると思います。当村の財政規模からすると老朽化施設、耐震改修事業の財政負担は相当大きなものとなりますが、財源確保についてのお考えは如何かご質問させていただきます。お願いします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○村長(藤澤泰彦君) 6 番号引議員の質問にお答えを致します。

耐震化更新工事の財源確保に対する考え方というご質問でございますが、当村の今までの漏水対策を中心とした対策工事は、事業費の 50%が簡易水道事業債、残りの 50%が過疎対策事業債を充当しているところでございます。今年度は、国庫補助の上水道事業及び水道用水供給事業並びに簡易水道事業及び飲料水供給施設に係る交付金であります「生活基盤施設耐震化等交付金」の水道施設等耐震化事業の導入を計画しております。交付率は3分の1から10分の4で、補助残分の50%に簡易水道事業債、50%に過疎対策事業債の起債の発行を予定し、一般財源の充当の抑制に努めることとしております。

また、議員ご承知の通り、過疎対策事業債が地方交付税で70%が交付税措置され、簡易水道事業債は50%ほどが交付税措置をされております。具体的に申しますと、簡易水道耐震化等の事業費が1億円としまして、生活基盤施設耐震化等交付金の10分の4が交付されることとなりますと、補助残 6,000 万円の半分が簡易水道事業債で残り半分が過疎対策事業債となります。その起債の交付税措置分をそれぞれ引きまして、利子分を0として計算をしますと、当村の負担額は 2,400 万円ということでございます。現状では、耐震化更新工事の財源確保は、この交付金を充てた事業実施により一般財源を抑えるとともに、義務的経費を如何に抑えて、また議員ご指摘のように漏水対策工事をしながら漏水箇所を抑えていく、そして損失額を減らしていき基金を積み立てていく事であると考えております。以上答弁いたします。

○6 番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6 番(字引文威君) まあ中々我々生坂村の財布の中では、やはりこういう大きな工事、事業を進める上では大きい負担がまだまだ残ってくるという事が非常に懸念される内容としてですね十分検討してかなきゃいけない、また対策を取ってかなきゃいけないというふうに考えております。それにはですね、やはり現状の交付金等の補助だけでなく、なにか対策を考えてかなきゃいけないのかと思ひまして、ちょっと村長にご提言させていただきたいと思うんですが、国による支援策について村長お伺いいたします。まだ更新事業規模が確定できていない現状では総事業費が幾ら掛かるかわかりませんが、補助率の良い有利なものを利用し村の財政負担の軽減に努力されることをお願いします。国がいう国土強靱化の方針にも沿った上水道施設の地震災害対策を実行することは国の方針とも合致することです。また水道法の目的「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。」また、第2条責務については「国及び地方後期用団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために書く事の出来ないものであり、かつ、貴重な資源であることに鑑み、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない」とあります。法律の趣旨を考えると当村のような財政基盤の脆弱な地方自治体としては老朽化更新辞儀用を進める上では国による事業推進に対する、まあ仮称ですけども「水道老朽化対策耐震化特別交付金等の支援策」が大前提となるのではないかと考えます。それには村として国に支援策の実現に向けた要望活動が急務と考えます。それには議会とし手も大いに協力して実現できるよう進められたらと考えますが、先ほどの信毎の記事にも県町村会長の羽田健一郎、小県郡長和町長は地域にあった連携をするため県に議論をリードしてもらい、国には負担が大きい施設整備への財政支援を拡充してほしいとのコメントがありました。国に請願要望を進めていく事が重要と考えますが村長のお考えを伺いたいと思ひ

ます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 6番字引議員の質問にお答えを致します。

国による支援策についてというご質問でございますが、国は平成30年度に、水道事業の経営強化に向けて、国や都道府県、市町村の責務を明記し、事業者の広域連携を進めるため、都道府県は市町村など関係者による協議会ができるなどを定めた「水道法」を改正をしました。それを踏まえ、県では持続可能な水道事業の体制づくりに向けて、広域化・広域連携の推進や安全で安心な水道水を安定的に供給する課題解決と将来的な水道の在り方を検討することを目的に、昨年10月に「長野県水道事業広域連携推進協議会」が設置され、当村も水道事業者として参加し協議が始まったところでございます。

また、本格的な人口減少社会を迎える中で、水道事業は水需要の減少に伴う経営環境の悪化が懸念されるとともに、施設の老朽化の進行や人材不足などにより規模の大小に関わらず中山間地域など、地理的条件の厳しい県内の水道事業者共通の課題となっております。

当村も議員各位が心配されるように、老朽化、耐震化、漏水対策が喫緊の課題であり、その対策事業は莫大な事業費が掛かることは、議員各位もご承知のところでございます。そこで、国による支援策の実現に向けての要望活動でございますが、議会の皆さんと3年前までは中央要望をし、厚生労働省の担当部署に水道関係の要望をしていただきました。しかし、現在はコロナ禍ということで、オンライン要望をする期成同盟会もあるほどですので、新型コロナウイルス感染拡大が収束してから、議員各位と一緒に要望に行きたいと考えております。それまでは、先ほど長野県町村会長、羽田健一郎会長のコメントにありましたとおり、町村会など機会のあるごとに要望をしていきたいと考えておりますし、回答しました交付金事業を地道に進めるとともに、基金の積立などの財源確保にも努めていきたいと考えております。以上答弁いたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 先ほどから話しておりますけども、当村としてですね、この簡易水道事業有収率改善並びに老朽化施設耐震化更新事業は、過疎化並びに自主水源確保、財源確保など山積する問題がございます。村民の一番大切なインフラである上水道事業を行政サービスの最大の責務として、安心安全なものとして確実に更新事業を着工し推進できることを村長にお願いし、私の質問いたします。ありがとうございました。

○議長(太田譲君) ここで昼食のため、休憩したいと思います。再開は13時いたします。

休憩	午前	11時53分
再開	午後	1時00分

○議長(太田譲君) 再開します。引き続き一般質問を続けます。次に、3番 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 3番藤原良司です。通告に基づき一般質問をさせていただきます。

私は要介護5の母親を在宅で介護しております。4月25日の選挙公報チラシにも記載してございます。介護保険の活用説明のため6月1日の私の状況をお話ししたいと思います。介護ベットと転落防止柵、自動体位変換の出来るエアマットレス、これは介護保険で借りております。このマットレスのお陰で寝たきりの母親は夜間や農作業時においても一人で置いておいても自動で体位変換するため私が拘束されることなく在宅介護をするうえで大きな力となっております。私は朝6時ころ起床、トイレを済ませ、洗面所で胃ろうから栄養剤注入用の点滴ボトルに200ccのぬるま湯と口腔ケア用品を準備して母親の介護ベットに行きます。おはようと声を掛け、頬をさすります。この時ニコリしたり顔をしかめたりします。それ以外はほとんど反応はございません。体温を測り、パジャマのズボンを脱がせ、尿取りパットを取り換え、胃ろう装具回りのケアと水分等の漏れ防止のためこよりを装具の周りに巻きます。次に点滴ボトルをつなぎ目薬を差し顔をぬぐい、ベットの頭部を上げぬるま湯を20分かけ注入します。その間、口腔ケアをし加圧バックに栄養剤を入れ空気を詰めます。ぬるま湯が終わり次第、加圧バックを胃ろう装具につなぎ、30分かけて栄養剤を入れます。通常はこの30分間に食事の準備をしますが、この日は痰がらみの咳をしていたため障害者給付の吸引機で痰の吸引を致しました。約トータルで2時間掛かりました。通常は1時間半ほどでございます。そして30分後、栄養剤が腸に流れ込む時間を見て車イスに乗せて、持ち物、体調チェックシートを準備し、9時前デイサービスの迎えを待ちます。デイサービスの送迎時には介護リースのスロープで廊下から庭に出ます。デイサービスは入浴、排便、着替え、昼の栄養剤注入等をお願いして、そういったサービスを受けます。この日の昼間はデイサービス利用で巨峰の房づくりに午後3時半まで畑に行くことが出来ました。4時過ぎに母が帰ってきますのでスロープの準備をし、帰ってくると着替えの洗濯、5時過ぎから夕方の水分、栄養剤の注入をします。夜の栄養剤は100cc少ないものでございますが、1時間掛けて注入するよう指示をされておりますので、尿取りパットの取り換えと水分の注入トータルで1時間半ほど掛かりました。さらに9時過ぎにこの日最後の尿取りパットの交換、これが30分で本日の介護を終了しました。デイサービスを利用してでも介護の時間は4時間掛かりました。デイサービスに行かずに特別な事がない日でも4時間から4時間半は掛かります。私の母親は寝たきりのため徘徊等もございません。介護用品の進歩で就寝時間の確保が図れるため在宅介護が可能となっております。しかし、毎日の事のため普段の月は1週間、それから今議会中はショートステイを2週間お願いしてございます。胃ろうによる経管栄養注入は医療行為のため看護師が常駐する介護施設でないとい利用できませんので、施設は限られてまいります。母は5年半前、脳血管障害で入院、左半身不随と嚥下障害で口から食事を摂ることが出来なくなり点滴では栄養不足となり、鼻からのチューブ挿入は入院中だけで、退院するためには胃ろうしか選択肢がありませんでした。しかし脳が委縮しているので、そして高齢ですので暗に点滴で終末期医療にした方がいい、というような言われ方を医者からは言われました。その時鼻にチューブ入っていましたが若干の会話は可能でした。本人に判断させるわけにはいかず、胃ろうを選択致しました。その時私は農業をしていました。以前、五木寛之の遊行の門という本を読んだ記憶からその中に「年をとると幼い子供に帰る。生まれて数年間、人間は他人の世話にはならず生きてはいけないのだ。乳を与えられ、下の世話まで受け、様々な面倒をかけて育ってきたのではないか。家族に縁の薄い子も誰かの世話になって育ってきたのである。老いを恐れることはない。周囲に迷惑をかけることを気に病む必要はない。人は助けられて育ち、助けられてこの世を去るのである。」と書いてあり、在宅介護を選択致しました。ただ、介護保険があるから在宅での介

護は可能となったと考えております。そこで医療の専門家ではない健康福祉課長にお伺いします。自力呼吸の可能な高齢者を栄養不足にして、終末期医療を選択させるべきと考えますか。まず、第1問としてお尋ね申し上げます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 藤原議員の体験を踏まえましてのご質問でございますが、はじめに藤原議員始め、ご家族の介護に懸命にご努力頂いている皆様に深く敬意と感謝の意を表したいと思っております。それではご質問にお答えをさせていただきます。

健康福祉課では相談を受けた際には、本人・家族それぞれの思いを傾聴し、本人・家族が決めた療養方法をサポートして残された時間、有意義な時間を過ごせるように支援しております。課内には、前職の病院でターミナルケアを経験した職員もおりますので、ケースに応じた相談対応を行います。病院と意見の食い違いがあるようであれば、病院とのつなぎ役として支援を行うことも可能であります。また、ターミナル期に在宅での療養を希望しているが、不安があるという方の相談も受けたこともございます。それですので、在宅で看取りを希望されている方も、遠慮なく一度健康福祉課の方にご相談いただきたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 本人・家族が決めた療養方法をサポートしてくれると心強い答弁をありがとうございます。健康福祉課長に再質問をさせていただきます。

6月の初め、父が救急車で救急搬送され意識もなく緊急手術を受け主治医の説明を受けると、自力生活の出来る状態で退院できる可能性は10%である、言われました。もし自力呼吸が出来ない状態に陥った場合、高齢でもあるし心肺維持装置を装着しますか、と。この装置をつけた状態では家庭でや施設での生活は不可能であると私達兄弟に選択を迫りました。母の介護、農業、議員に父の介護も増えるかと一瞬青ざめました。現在は畑仕事もしております。機運に終わりました。父母の場合、高齢という事がキーワードになっております。高齢者は早く死ねと言わんばかりのような、家族にはそのような聞き取り方がされると、医療と介護は異なりますので課長には回答が出来なければ医療の問題だからという事で結構だと思いますが、もしこのような相談があった場合はどのように対応されるでしょうか。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) お答えをさせていただきます。

お父様の、まあ救急車で運ばれたという事で機運で終わったという事で大変良かったかとは思いますが。ただ高齢者の方ですとやはりそのような課題・問題は今後も起きるかと思っております。介護保険といたしましては、介護保険を使うというわけではなく、介護保険を利用して皆様の大切な時間を過ごしていただきたいという事でもあります。介護保険につきましては、使い方によっては介護度が改善した事例もございますので、そのあたりうちの方の職員と相談をさせていただいて、有意義な介護支援をさせていただければと思っております。

回答とさせていただきます。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) ありがとうございます。健康福祉課では専門家もいらっしゃるという事で対応してくださるという事で大変心強く思うところでございます。

次に村長にお伺いします。2000年に施行された介護保険は第7期、第8期に計画が入っております。この制度の恩恵で私は母を在宅介護していると申し上げました。制度新設時の検討メンバーである樋口恵子氏、それから東大名誉教授の上野千鶴子氏の共同編の介護保険が危ないという本があります。この本には制度を担う現場の声が載っております。介護保険制度は介護が必要になった高齢者とその家族を社会全体で支えていく仕組みです。それまでの老人福祉、医療制度との違い、これがまず市町村が決めていたサービスを利用者が種類や事業者を選択できる。次に応能負担であったものを応益負担にすると、これが大きな違い。さらに医療と福祉別々に申し込んでいたものが、入用と福祉総合的に利用できるようになった。この三つが大きく変更になったものでございます。この変更は世帯や公費の負担増という問題が前、従前の制度ではあったという事から新たな制度が出来たわけです。しかし、今の申し上げた本の中では利用者がサービスをためらう。さらに生坂村社協ではないと思いますが介護就労者の労働条件が改善されないというような事が書いてございます。応益負担の原則が2割、3割と、従前の制度の応能負担に近づきつつあるという現場の声が掲載されております。上野千鶴子氏は先日、5月末の頃だったと思いますがNHK最後の授業という番組の中で、長寿社会の中で認知症予防などできない、言っておりました。エーザイが参加しているアルツハイマー型認知症治療薬がアメリカで承認されたと大きく報道されました。この薬でも壊れた脳機能は改善されることはない。2月18日の市民タイムスで介護保険料が1000円引き上げられた記事が掲載されておりました。その中に、施設利用が目立ち昨年度は要介護5の施設利用者が平成27年度に比べ倍増したとありました。先ほど課長への質問時に申し上げましたが、私の母は介護認定で今月から4年間、要介護5が延長されました。寝たきりで徘徊もありませんので、しかし4時間の介護が必要です。介護保険制度がなければ在宅介護は続けることは当然出来ません。他の家の情報も入ります。重度要介護支援者の介護は大変なんです。そこで村長に生坂村の状況をお伺いしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 3番藤原議員の質問にお答えを致します。

介護保険料の改定、また生坂村の状況についてというご質問でございますが、介護保険制度は3年に1度、村が定める「介護保険事業計画」の見直しにより、令和3年度から保険料の基準額を1,000円引き上げ月額6,700円とさせていただきます。算定にあたっては、令和3年度から令和5年度までの人口、介護認定者、介護サービスに係る給付費等について、決められた方法で推計し、3年間に必要となる介護保険料の総額を算出して、村の介護保険料を決めております。介護サービスに係る給付費は年間3億円弱が必要で、今後3年間もこの水準で推移すると予想されますが、一人当たりの給付費額は増加傾向にあり、保険料をご負担いただく65歳以上の人口も以前の計画より約130名減り、一人当たりの負担額が増えてしまう状況にありますので、今回の引き上げとなった次第でございます。

健康課題の分析ですが、生坂村の高齢化率は 43.5%で県下でも高く、今後も増加していくことが予想されております。平均寿命は、男性が 81.7 歳、女性は 95.4 歳であります。健康寿命（要介護 2 未満）は、男性が 80.1 歳、女性が 89.9 歳と、自立できない期間に差がございます。要介護の有病状況では、心臓病、高血圧症で治療している方が 5 割おり、肥満傾向を示す BMI 25 以上の方の割合が高い状況でございます。その内 4 割は高血圧症、2 割は糖尿病を併せ持っている状況でございます。

一人あたりの医療費は、国民健康保険、後期高齢者医療保険ともに県と比較して高額であり、令和元年度は国保が 29,687 円、後期高齢者医療関係が 66,922 円で行っていました。後期高齢者の健診の受診率は 29.6%と県の 21.9%と比較して高い状況でございます。

以上の分析を踏まえて、国保から後期において継続した保健事業を行い、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な取り組みを行ってまいります。特に、BMI が高値の方は個別アプローチを行うことで、高血圧の重症化やフレイル予防で要介護状態への移行を防ぎます。取り組みの方向性ですが、BMI が高値、かつ高血圧 I 度以上の住民に対して、管理栄養士が個別に栄養指導を行い、BMI の改善、その他健診データ、主に血圧・腹囲でございますがその改善を目指してまいります。「元氣塾」「おとこ塾」「おじさま倶楽部」「お父さん頑張る会」「女・人輝きくらぶ」等のグループ活動を対象に、令和 3 年度、4 年度に「高血圧予防の講話」を予定しております。後期高齢者健診受診率向上を目指して、健康相談、健康診断受診勧奨を目的とした保健師による家庭訪問も行なってまいります。高齢者の心身の多様な課題に対し、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保険事業とを一体的に実施することで、きめ細やかな支援を実施し、検診結果を活用した保健指導や、かかりつけ医と連携することにより疾病予防と重症化の予防を図ってまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○3 番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3 番(藤原良司君) 村長に村の状況について報告を頂きました。生坂村の高齢化率は 43.5%と県下でも高く、非常に高い状況かと思えます。肥満傾向を示す BMI も 25 以上の方が割合が高いと。高血圧予防の講話の計画、そして 5 年間で 3 億円必要と、年間ですね、年間 3 億円必要と回答いただきました。市民タイムスの報道について伺いしたいと思えます。重度要支援者の介護は大変なんです。村長の発言ではないと思えますが、要介護 5 の施設利用者が悪者と捉えかねないような報道機関への情報は如何なものでしょうか。以上、ご回答願います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 3 番藤原議員の質問にお答えを致します。

確かに介護度が高い方の介護は大変であると思えます。私も親父さんを 7 年ほど介護いたしまして、最後は老健、医者往復しているような一年間弱でございました。そういう中で介護の厳しさはある程度は身に持って経験した一人だと思っております。そういう中で現状はやはり介護保険料が上がってしまうのは先ほど答弁したように介護認定者、介護サービスに係る給付費が上がってきていることは確かでございます。そういう中担当の職員がこのようなお答えをしたかという事が推察されますが、そういう事は職員が少し配慮が足りなかったと私は考えておりますので、以後気を付けるように指導していきたいと思えます。以上答弁と致します。

○3 番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3 番(藤原良司君) ありがとうございます。介護保険は40歳以上の第2号被保険者と65歳以上の第1号被保険者が保険料を負担しています。そこで提案をさせていただきたいと思います。

現在地域おこし協力隊の募集がホームページに載っております。この募集年齢が50歳までとなっております。総務省の要綱第5項第1号には年齢性別にかかわらずとあります。そこで企業を定年退職して、生坂村に要介護者や高齢の親族がいる、まあ定年退職というと60歳以上くらいになりますので60歳以上くらいの方を優先採用して、さらに企画費の補助金を活用して住宅の改修等の補助も実施したら如何かなあと、高齢の親の在宅介護と、困難を伴う退職後の就職、これが3年間出来るという事は非常に条件の良い対応ではないかと考えますので、検討を頂きたいと思います。この担当は副村長の方がいいかい。じゃあ、副村長お願い致します。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただ今、藤原議員の大好き隊の採用についての提案がございました。今提案した内容を総務省の要綱等ともしっかり確認をさせていただきながら研究をさせていただきたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

○3 番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3 番(藤原良司君) よろしく研究をしていただきたいと思います。

次に4月25日の村議会一般選挙の結果について、村長にお伺いしたいと思います。新人当選者3名の得票合計が584票。現職当選者5名の得票合計527票、次点の得票数を併せてやっと新人の得票数とほぼ同数である。この結果を理事者としてどのように感じておりますでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 3番藤原議員の質問にお答えを致します。

村議会一般選挙の結果についてのご質問ですが、4月25日に執行しました生坂村議会議員一般選挙の投票率は79.48%で、20年前に行われました生坂村議会議員一般選挙91.46%で11.98%下がっております。このことは、東広津地区からの候補者がいなかったことと、全国的な傾向として、村民の皆さんが村政への関心の低下などが推測されます。

新人当選者3名と現職当選者5名との得票数の結果につきましては、あくまでも私の私見でお答えをさせていただきます。よく選挙は水物と言われ、そのときの条件によって変わりやすく、予想しにくい物事に例えられます。私は選挙戦を2回経験していますが、生坂村の選挙は、村民に一番身近な選挙でありまして、親父さんの村会議員選挙の頃は、定数が16名で、村内10区ごとに候補者数がほぼ決まっており、当時の選挙はそれ以上の立候補者が必ず出馬して、凄まじい選挙戦が繰り広げられたことを覚えております。

そこで、現在は定数が8名と半数になり、地区推薦の選挙ではなくなりましたが、地元の皆さんにお世話になり選挙戦を戦った方が殆どであったかと思います。そして、生坂村は今でも、地縁、血縁による得票が多いのではと感じております。よって、地縁、血縁による得票、公約の取組に対しての得票、新しい立候補者と若い立候補者に対する期待などが選挙結果に表れたと考える次第でございます。

そして、得票が多いほど村民の皆さんの負託をいただいたこととなりますので、その負託に応えるために頑張っていたきたいと願うする次第でございます。以上答弁と致します。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 村長から地縁、血縁による得票、公約の取組に対しての得票、新しい立候補者と若い立候補者に対する期待などが選挙結果に表れた。負託に応えるため頑張っていたきたいという力強いお答えを頂きました。ただし、当選すると議員は平等。こういう原則があります。得票数は絵に描いた餅と同じになってしまう。私は議員活動の責務として、第一は執行機関に対して本会議や委員会で質問、質疑、修正を通し政策形成過程に参画し、それから近づき過ぎず離れずと、こんなような事が議員必携に書かれております。議会内での活動、検証が第一と考えております。村長はこの辺、どのようにお考えでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 3番藤原議員の質問にお答えを致します。私も議員を5年7か月務めまして、議員必携も何度か読みました。当然議員は平等でございます。是々非々の立場で行政に対して政策提言をする、そういうものでございます。私も1期目4年間は毎回一般質問をさせていただき、色々と質させていただきました。そういう形で議員の皆さん、村政に対して建設的なご提言も頂いたり、行政が質さなければいけない点は質すように一般質問をしていただければと思います。以上答弁と致します。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) ただ今村長から自分の議員の時の事を踏まえ検証してほしいという事でございますが、この件につきましては両輪と、議会と行政が両輪ということ、或いは議員に各種協議会等への参加を要請していらっしゃる。そこで、この件に関しましては時間をかけて、次回以降に質問をさせていただきたいと思っております。

次に今回から追加された選挙費用の公費負担、この件について質問を致します。私はハイヤー契約で30万を超える公費負担をお願いしたところ、多額の税金を使ったと批判的意見がありました。この費用については特別交付税の対象となると思っていましたが間違っていますでしょうか。総務課長、よろしくお願いいたします。

○総務課長(藤沢正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤沢正司君) 3番藤原議員の質問にお答えを致します。

選挙費用の公費負担が特別交付税の対象となるかとのご質問でございます。選挙費用の特別交付税の対象になるものにつきましては次のとおりとなります。特別交付税は、普通交付税の基準財政需要額の算定方法によって捕捉されなかった特別の財政需要があること、あるいは交付税の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があること等により、総務省令で定めるところにより、それぞれの事情を考慮して交付されるものとしております。特別交付税の算定の具体的な事項は、ただ今申し上げましたとおり総務省令に委ねられており、地方公共団体の長、あるいは議会議員の特別選挙がそれに含まれております。地方選挙に係る特別選挙と申しますのは、一つとして再選挙、二つ目として補欠選挙、三つ目といたしまして増員選挙をいい、再選挙とは、選挙が行われたものの、必要な数だけの当選人がいなかった場合や、投票日以降当選人の死亡や、当選の無効等があり、かつ、繰上当選等によってもなお当選人の数が不足する場合に行なわれる選挙となります。二つ目の補欠選挙とは、議員が死亡し又は退職し、かつ、繰上当選等によってもなお当選人の数が不足する場合に行なわれる選挙。この場合の当選人は、前任者の残任期間を在任することとなります。三つ目の増員選挙とは、地方自治体の合併や境界変更により人口が著しく増加したことに伴い、議員の任期中に議員の定数を増加させた場合に行なわれる選挙となります。以上のことから、村の一般選挙に係るすべての費用については、特別交付税の算定基礎とはなっていないものとなります。以上でございます。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい、ありがとうございました。この件は私の勉強不足で大変失礼いたしました。ただ、特交の対象にならなくても行政執行の当然事業として普通交付税の算定基礎とはなると思います。この質問をしたのは、選挙の遊説出発式において表明したのですが、ハイヤー契約を行った安曇観光タクシーさんは村営バスの運営受託業者です。私は北安観光さんがまだやってらっしゃると思って電話をしたところタクシー業務を廃業されたと聞き驚きました。コロナ禍でのタクシー業界の苦境は5月29日の市民タイムス見出しに、今日の乗客3人、月の売り上げ半減など、そんな見出し、見出し文字が躍っていました。記事は選挙戦の後の事ですが、その前からタクシー業界の苦境は続いております。村営バスについては村長と私、一緒に国に陳情に行き、補助金を貰ってきた思い入れのある事業です。交通弱者の足の確保に、生坂村に必要な事業です。その受託業者が廃業や撤退という事になれば、村は当初の直営に戻さざるを得なくなってしまうのではないかと、そんなことは非常に先ほどの若コミの件を聞いても難しいというように感じているわけです。私は普段タクシーを利用することがない、利用することはほとんどないので少ない額ではありますが、業者に対する支援となればという事を出発式の演説でも申し上げてハイヤー契約を実施したものです。村長、一緒に村営バスの補助金を貰ってきたそういったような気がいから、この件タクシー業界の苦境に対してどのようにお考えになっているか、バスの今後についても若干触れていただければ有難いと思います。以上です。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 3番藤原議員の質問にお答えを致します。

このコロナ禍でタクシー業界も観光業界も宿泊業も飲食業も大変なダメージが当たっておりまして、ダメージが大きくて大変な状況は存じ上げております。まあタクシー業界、当村は委託を安曇観光タクシーに、まあ北安観光タクシーから変わるという事でお願いをしております。ですから、まあ委託料で決まっておりますか

ら当村への委託料は指定管理者制度で移動はありませんので、まあそういう点では安曇観光タクシーさんも助かっているのではと思います。ただ一般のお客さんが来てない、また利用客も少ないということで、特に安曇観光タクシーは中房線みたいなところはドル箱だと思いますが登山客も少ない、そういうまあ今まで国民が世界の皆さんが経験していない100年に一度のコロナ禍でございますので、そういう中ではなるべく色々な業者がどうにかこのコロナ禍を乗り切っていただきたいと、そう考えております。以上でございます。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい、ありがとうございました。まあ、苦境をどのように乗り切るかというのは各個人企業の責任ではあるわけですが、何とか出来る事があれば支援をしていきたいというのが私の考えで実施したものでございます。

次に議員の報酬は一般財源となっているが村税と案分して地方交付税対象分は86%と考えてよいかという質問を村長にお願いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 3番藤原議員の質問にお答えを致します。

村議会議員報酬についてのご質問でございますが、議会議員の報酬は、財源となります特定財源はありませんので全額一般財源が充当されます。一般財源は、普通税たる地方税、一般会計では村税、固定資産税等でございます。それから地方譲与税、これには森林環境譲与税は基金の方へ積みます。また違う目的税ですので除いております。また利子割交付金や配当割交付金などの交付金、地方交付税などで、地方財政法で規定をされております。

令和3年度の一般会計予算では、一般財源は14億1500万円余でその内地方交付税は9億8000万円、一般財源の69%を占めておりますが、村議会議員の報酬の原資のすべてが地方交付税とは言えないところでございます。以上答弁と致します。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 議員のなり手不足から議員報酬の引き上げが、若手議員の報酬を引き上げました。さらに近隣でも議員のなり手不足から議員報酬の引き上げを検討していると、これにつきましては本日の木曽村で、かの報道、それから以前に筑北村では報酬審議会でも否決された。6月1日には松川村の議員懇談会で市民タイムス記事では3名の参加者しかなく、その中の意見として年金受給者は原稿報酬で十分との意見が掲載されておりました。この意見は生坂村の一般住民の心情に通ずるものではないでしょうか。今回当選された議員3名の若年議員以外は全員が年金受給者であり、要するに報酬を受け取ることで年金が若干カットされるというような人間がほとんどかと思います。一般財源を歳入、一般財源という歳入をなるべく事業費に充てるため、それと若年議員の報酬増加額の部分を捻出する意味からも年金受給議員の報酬減額が望ましいと私は考えています。ただ、この件は他の議員の中にも異なる意見もございますので、今後調整をしなければ、議会内での調整と、それからその他の議員は平等という部分から、そういった対策もしなければならないという事でござい

ますので、それとこの件については議会で検討すべきものと考えますので、本日は村長からの回答はいただかなくて結構かなと、このように考えております。以上で3番藤原良司の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(太田譲君) 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(太田譲君) 本日の日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日17日木曜日の午前10時から再開し、一般質問、委員長報告、討論、採決等を行います。本日は、これにて散会します。

○議長(太田譲君) なお、この後、全員協議会を開催します。開会は14時から、この会場で行います。

○議長(太田譲君) 起立。 礼。 ご苦勞様でした。

[散会 午後 1時46分]

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和3年6月16日

議長 大田 譲

署名議員 吉澤弘 迪

署名議員 望月 一将

令和3年第2回 生坂村議会定例会議事録（6月定例会）

9日目 （6月17日）

・一般質問 3人

・委員長報告

・質疑、討論

・採決

・議事日程の追加

追加議案

議員提出議案1件

質疑、討論、採決

議員派遣の件

・閉会中の継続審査及び調査の申出

・閉会

・一般質問	5 1 P
藤澤幸恵議員	5 1 P
望月一将議員	5 7 P
平田勝章議員	6 5 P
・委員長報告	7 6 P
総務建経常任委員長	7 6 P
質疑	7 8 P
社会文教常任委員長	7 8 P
質疑	7 9 P
・討論、採決	8 0 P
・追加議案	8 1 P
・提案理由の説明	8 1 P
・採決	8 3 P
・発議	8 3 P
・質疑、討論、採決	8 4 P
・議員派遣の件	8 4 P
・継続審査の申出	8 4 P
・村長挨拶	8 5 P
・閉会の宣告	8 6 P

令和3年第2回 生坂村議会定例会

令和3年6月17日 午前10時 開議

【9日目】 ◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		再 開
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3		委員長報告
		質疑・討論・採決
4		閉会中の継続審査及び調査の申出
		閉 会

【9日目－追1】

日程	議案番号	事 件 名
1	議 案 第 2 6 号	生坂村監査委員の選任について
2	議 案 第 2 7 号	生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について
3	議 案 第 2 8 号	生坂村教育委員の任命について
4	議 案 第 2 9 号	生坂村教育委員の任命について
5	発 議 第 3 号	義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について
		質疑・討論・採決
6		議員派遣の件

出席議員（８名）

1 番	望 月 一 将 君	2 番	藤 澤 幸 恵 君
3 番	藤 原 良 司 君	4 番	望 月 典 子 君
5 番	太 田 讓 君	6 番	字 引 文 威 君
7 番	平 田 勝 章 君	8 番	吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	副 村 長	牛 越 宏 通 君
教 育 長	樋 口 雄 一 君	総 務 課 長	藤 澤 正 司 君
住 民 課 長	眞 島 弘 光 君	振 興 課 長	中 山 茂 也 君
健 康 福 祉 課 長	松 沢 昌 志 君	教 育 次 長	山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	平 野 公 恵 君	書 記	坂 爪 浩 之 君
-------------	-----------	-----	-----------

開議 午前 10時00分

◎開議の宣言

○議長（太田譲君） 起立。礼。着席してください。

これより、令和3年第2回生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。本定例会は、クールビズのため、暑いようでしたら、上着をお脱ぎください。また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスクの着用と、適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願い致します。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（太田譲君） 本日の議事日程は、配布してあるとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（太田譲君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、
2番 藤澤議員、 3番 藤原議員を指名します。

◎一般質問

○議長（太田譲君） 日程2、一般質問の続きを行います。順番に発言を許可します。

最初に2番藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 2番議員の藤澤幸恵です。通告に基づき質問を行います。

今回の村議選を振り返って選挙管理委員会の対応に関して3点お聞きします。一つは立候補者、立候補予定説明会の内容について、二つ目は選挙投票率速報について、三つ目は投票率は男女別での発表になっているが、年齢階級別投票率の集計はされているか、またはできないかについて質問します。

最初に立候補予定者説明会の内容についてですが、令和2年6月に公職選挙法が改正され選挙公営の対象が市と同様のものに拡大されました。今回の選挙は改正後最初の選挙となり、供託金が必要となり法務局での申請、日銀での払い込みが発生しました。法務局での申請に掛かった時間も1時間以上かかり、そのまま日銀に入金しようとしても営業時間が過ぎており二度手間となることなど、この辺の手続きに関する説明がありませんでした。また、選挙運動用の公費負担に関する手続きの書類が多くあり、業者との

契約書に関しては様式等サンプルもない状態でした。今回、同時期選挙において白馬村ではホームページに公費負担の各種様式とその記載例が掲載されておりました。今回の選挙法改正に関する立候補予定者に対する当村の対応はどのように感じているのかお聞きします。それを最初の質問とします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 2番藤澤議員のご質問にお答えを致します。

立候補予定者説明会の内容についてのお尋ねでございます。一般的には立候補予定者説明会で説明されることは実務・事務的なことで、具体的には立候補届出用紙の配布や公職選挙法に基づいた注意事項の説明、質疑応答などが行われており、今回も変更点なども含め説明をしたところでございます。

今回の村議会議員一般選挙におきましては、公職選挙法の改正により前回選挙までと大きく違ったのが供託金の納入と選挙運動費用の公費負担の2点になります。

まず、供託金の納入につきましては、法務局内での手続きやその納付方法につきましては詳細に説明を致しませんでした。法務局での時間がかかったというその内容はわかりませんのでコメントはできませんが、議会議員選挙では初めての事でしたのでもう少し詳細な説明が必要であったかもしれません。選挙運動費用の公費負担に関する書類については、書類上の手続きについては法令で定められており、それに基づき村でも定めております。他市町村でのホームページへの記載例の掲載等につきましては、当村でも出来ればよかったわけですが、それは出来ませんでしたので様式や記入方法について選挙管理委員会事務局で依頼があった都度対応をしてまいりました。契約書の様式については、業者等との間でご本人が交わすものでありますので選管が定めたものを作成するのではなく、他の市町村で示されている場合におきましてもでも参考例での扱いであるかと思えます。細かなところまで言えば十分な対応でない点もあったかもしれませんが、個々の対応、問い合わせにはしっかり対応をさせていただいたというふうに考えております。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 総務課長に再度質問いたします。

供託金に関する説明は、納付方法については詳細に説明しておらず、もう少し詳細な説明が必要だったかもしれないとの回答ですが、選挙カー、積載許可審査に関しては安曇野警察署が、通常はがきの作成、公選はがきに関しては郵便局がそれぞれ出向いて説明をしてくれました。これと同じような対応がとることは出来ないでしょうか。出向かないまでも供託金納入に関する詳細を記したパンフレットなどの提供は出来ないものでしょうか。村の方で難しいというならば法務局の方に依頼をしたりという事は出来ないでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えを致します。

供託金につきましては、出向いてというのは法務局の方から来ていただいて説明をしていただく、そういったことかと思うんですが、まあそこまでは考えておりません。選挙、議会議員選挙ばかりではなく村長選挙もございまして、村長選挙につきましてはもう供託金の方も収めていただくという事になっておりまして、その村長選挙におきましても供託金の納入方法等について細かくは説明しておりません。そこで今お尋ねのパンフレットですとか村の方で何かそういった納入方法等についてお示しをすることが可能な場合もありますので、もう少しわかりやすくできるような資料も今後用意を出来ればというふうに考えております。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) ぜひ、そういった形で検討をしていただきたいと思います。次の選挙でまた新しい候補者等出てきた場合にも戸惑うことなく出来るようになると思いますのでよろしくお願い致します。それからですね、大分県の日田市というところがあるんですけども、そちらの選挙管理委員会でホームページに記載しております選挙公営の手引きというものが記載されておりまして、そちらの、そちらが大変詳しくマニュアル等が出来ていて、あといろんな書類等の記載例も細かく記載して掲載されていたので、良ければそちらの方も参考にさせていただけたらと思います。

次の質問に移ります。選挙投票率速報についてです。選挙当日の投票率速報の発表が当日のみの投票率を発表され、期日前の投票率の値が発表されなかったため、投票率が非常に低いと勘違いされた方が多くおり、投票率速報のあり方はどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 選挙の投票率の公表についてのお尋ねでございます。

投票率の速報での発表は特に法律での定めはなく、投票率の公表は、有権者に投票行動をとっていただくための広報の一部として行なってきております。国・県の選挙では選挙当日の投票時間中の集計は、県選管からの指示もありまして期日前投票の投票は含めず投票が終了した時点で村の投票総数に含め報告をしており、投票時間中の村内での公表・放送もその集計をもとに行っているという事で、期日前投票の投票者数は入った数字ではございません。また、投票率の公表は、投票所ごとに集計行っており、投票所ごとに期日前を含めた投票率を出すということはおこなっておりません。今回の選挙においては、午前11時現在、午後6時現在の状況を2回放送しており、どちらも期日前

投票数は含めず放送を致しました。また、最終の投票結果は放送せず、得票総数を含め開票後の開票結果をお知らせをしましたが、今回の選挙については、2つの選挙の同日選挙ということで異なった数値をとりまとめ、県選管への誤った報告は許されない状況の中で行っており時間的余裕もなく、公表内容が十分でなかったのかもしれない。

今後、投票所ごとの投票率と期日前投票の状況をうまく整理でき、村民の皆様によりやすく公表できるか検討したいとは思いますが、正確な投票結果の把握をもって開票を行い、その開票結果を速やかに有権者にお知らせをしていくことが選挙においては重要だというように考えておりますのでご理解を頂きたいと思っております。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 投票率の公表は有権者に投票行動をとっていただくための広報の一部として行っているという事ですが、私自身も投票に行っていたきたいという事でのための行動だと考えています。そのためには投票所ごとの有権者に対する投票率の公表をタイミング良く行う事が大切で、今回の当日のみの投票率の公表だと、最近は期日前投票をする方が増えて投票率が減っているようにも感じられ、感じ取ることが出来ます。結果として投票率が非常に低い数値となってしまいます。この数値事態、期日前投票の数値が含まれていないとの広報もないために、投票率がこんなに少ないなら行くのをやめようかなあとちょっと考えてしまう人も出てくるのではないかなと考えます。また午後6時現在の状況の広報を午後6時50分頃放送し投票を促す内容がありましたが、投票時間を午後8時から午後7時に早められている現在、あと10分しかないのに投票は行けないよと言われた人達がちょっと多数おられたようです。このような公表数値のタイミングは有権者に投票行動をとっていただくための広報となっているのでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) はい、お答えを致します。

まず一点公表する際に期日前投票の投票者数が入っていないと、そういったアナウンスがなかったということで、まあ確かにそのとおりでございます。投票所ごとに期日前投票の投票状況というのも現在は把握をしていないという状況で、それらを含めることが出来なかったという事でもあります。ですので全体としてですね、期日前投票がどれだけあったかという事も含めて今後そうしたことを放送できるのか、放送できればと考えております。それから、時間が生坂村は投票時間が1時間繰り上がっているという事で午後7時までの投票時間という事で、投票率の集計につきましては県の選管からの要請によりそれぞれ時間が定められており、それに基づき投票の状況を集計をしているという事で、今回大変6時現在という事で放送が遅くなってしまったという事で、有権者の皆さんにはご迷惑をお掛けした点もあったかと思っております。そうした点も今後改善できるところは改善をして、できるだけ多くの皆様に投票をしていただくように努めてまい

りたいと思います。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 今後、投票所ごとの投票率、それから期日前の投票率等も有権者の方に報告していただけるように検討していただけるという事で、是非実現できるようにお願いしたいと思います。

最後の質問に移ります。投票率は男女別での発表になっていますが、年齢階級別投票率の集計がされているか、または出来ないか。若者の政治参加意識が低いと言われておりますが、今回の選挙では、前議会の条例改正等により若者の候補者があり20年ぶりの選挙となりました。若者が出ることで同世代の人達が村政に対して身近に感じてもらえるのではないかと考えます。年齢階級別投票率の集計を分析することで村政への関心度がどの階層が高いか、また低いかの判断基準ともなり今後の改善策に利用することができると思いますが如何でしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えを致します。

投票率の年齢別集計についてのお尋ねでございます。現在の投票所での受付事務は、期日前投票所におきましては電算処理できる環境を整えて受付処理を行っており投票人の年齢別集計は可能であります。一方、投票日当日の各投票所での受付事務は、全ての投票所に電算処理可能な施設が整備されていないため、選挙人名簿、抄本による紙媒体での受付確認処理を行っております。投票日当日において、まあ費用は別にしまして電算処理可能な施設整備をしたり、パソコンにデータをダウンロードする、スタンドアローン方式を採用することも可能ではありますが、投票日当日に機器類にトラブルが発生した場合、選挙執行に大きな影響を与えかねません。トラブルが発生し投票が行われている中で受付方法を変更することで、投票状況がわからなくなり二重投票などの恐れも出てまいります。有権者数の少ない当村におきましては、投票日当日の受付事務は、現状の方法がベターであるというふうに考えております。そうしたことから年齢階層別の投票率を算出するには別の作業が必要となり、現在は行っておりません。県の選管では年齢別投票率を公表しておりますが、全ての投票人を集計しているものではなく、各市町村ごとに投票区を抽出して、その投票区の状況を公表をしております。村でも県での公表のため、後日抽出された投票区の集計作業を行い年齢階層別の投票率の報告をしております。年齢階層別の投票率が議会や行政への関心度にどの程度利用出来るのか、また年齢階層別に投票率を出すとなると有権者数が少ない当村の場合、一人の投票行動により投票率が大きく変動することになりますし、1回の選挙で判断材料となり得るのか、そうしたことを色々考慮しながら、その利用について今後研究をして参りたいと考えております。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 年齢階層別の投票率を投票日当日に出す必要は私もないと思います。ただ、この資料はあくまでも投票結果のデーターとして分析し、行政や議会に対する関心度や、投票率向上に役立てるための一つの資料として使えるのではないかと考えたからです。投票率を上げるための課題や問題点はどのように分析され、その対応はどのようにされているかご質問したいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えを致します。

それぞれの選挙における投票結果、投票率等に基づいた色んなデータを使って、どういふに今後考えていくか、そういった判断材料にするようなそういった特に今まで研究等はしてきておりません。しかし、色々な若い年代の18歳までの若い方が選挙出来るようなそういった法改正もされて何年か経ってききましたので、何らかの方法でそうした投票行動についても今後研究をしていく必要はあるかというふうに考えております。そういったことでこれまでは特にそうしたことはしておりませんが、今後そうしたことも必要ではないかなというふうに考えております。以上です。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) やはり今回20年ぶりの選挙という事で、この1回の選挙での判断材料となり得るのかという事もあるんですけども、年齢別の投票率は集計できるという事ですので、是非こちらも村民、私たち村民が見れるように広報等に載せていただいたり、選挙結果として載せていただいたりしていただきたいと思います。私としても今後の議会活動に活かせるのか検討したいと考えますのでよろしくお願いいたします。ほんとに今回の選挙に至っては、ほんとに18歳から投票出来るという事で、私、私達、それから私たちより少し上の世代のお子さん達が選挙権を持って投票に行くといういうような年齢層というか世代になってきました。そういったことも踏まえて、私たちより少し上の世代があまり議会や村政に興味関心がなかったという事が一番いけないのかなあというふうに自分たちも感じておりますけれども、自分たちの周りの世代にきちっとこう、これからの村の事など、また議会の方にも興味関心を持っていただくように私達も努力していきたいと思います。それで親の世代が子供たちに少しでも伝えていってもらいように私達も努力していきたいと思っておりますので行政の方も是非ご協力をよろしくお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長(太田譲君) 次に、1番 望月一将議員。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月一将議員。

○1番(望月一将君) 1番望月一将です。通告に基づき一般質問を致します。

まず、ICT 利活用による産業振興について村長にお伺いいたします。総務省による平成22年版情報通信白書では、情報通信技術 ICT は、情報のリアルタイムの入手、共有、発信、蓄積、解析、活用等を容易にし、個のエンパワーメントや利便性の向上、経済・社会活動の効率的遂行などが可能となり、あらゆる地域において様々な効用をもたらすとされ、今後、国を挙げてこれらの先進技術の利活用を推進していくことになると考えられます。当村としても少子高齢化に伴う人口動態、財政面などにおいて未来の日本の姿となりうるため、ICT をいち早く取り入れることで住民生活の利便性の向上、雇用確保、福祉の充実の他、当村が抱える喫緊の課題である地域社会及び地域経済の重要な担い手の確保にも繋がり、先進技術を取り込んだ産業振興のモデルとなることも可能です。

導入コストや住民の同意形成といった懸案は多々あるかと思いますが、先進技術の開発・運営をする企業との連携・協力により少ないコストで、少ないコスト且つ行き届いたケアも実現できると考えますが、現在進めておられる行政 DX やコンビニエンスストア・電子マネー決済の他に今後具体的な事業を推進していく予定があるかお伺い致します。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1番望月議員の質問にお答えを致します。

ICT 利活用による産業振興についてというご質問でございますが、当村は平成26年度から長野県市町村電算システム共同化委員会に参画をしまして、行政事務の基幹系及び情報系システムのクラウド化に平成28年度から移行をしております。この時に、職員間での公共施設等予約システム及び行政文書等を共有化するシステムの導入をしております。今年度からは、課長会議、知恵の輪委員会の時に共有書庫からPCに資料を取り込み、ペーパーレス化を始めたところでございます。

先月行いました村政懇談会でも、初めてTV会議システム「ZOOM」を導入して実施したところでございます。道の駅いくさかの郷では、クレカ、交通系電子マネー、QRコード決済に対応していますレジシステムや、現在の売り場がネットで見られるAIカメラを設備しまして、お客様や出荷者の利便性に対応しているところでございます。

国のGIGAスクール構想によりまして、昨年度は小・中学校の児童・生徒全員にタブレット端末を貸与し、小・中学校に高速大容量の校内LANの整備が済みまして、オンラインによる全校での取組や他校との交流学习、学習塾のオンライン学習等を実施してきております。またICNの自主放送では、Lアラートの防災情報を字幕スーパーとして緊急放送ができ、気象情報システムとの連携によりタイムリーに村内3箇所の雨

量等が把握できるように文字放送システムの整備も行いました。その他にもここ数年で取り組んで来た ICT 活用事例がございますが、時間の関係で割愛をさせていただきます。

そして、今後進めていく予定の ICT 利活用の事業につきましては、行政 D Xとして、国では令和 7 年度を目途に全国の地方公共団体が行っています業務の住民基本台帳のほか、地方税や年金、保険、児童手当等の 17 業務を標準システムに統一をして、各地方公共団体の委託料を削減するように進めております。

当村としましては、長野県市町村基幹系システム共同化委員会に参画をしており、来年度には、国民健康保険の標準システムを導入するように検討をしております。また、長野県の自治体で組織します長野県先端技術活用推進協議会に参画をしまして、国の動向の共有、各分野のワーキンググループの活動、セミナーへの参加を行い積極的に情報の収集に努めているところございます。

キャッシュレス決済につきましては、村税や公共料金について、来年度からコンビニ収納と、スマートフォンによる PayPay など電子マネーによる収納ができるようにも進めております。アフターコロナの時代は、IT 技術の発展やテレワークの普及により、どこに居ても仕事ができることが社会が認知をし、そして大都市の課題も明確になった今日、大都市一極集中から脱却し、地方分散社会が推進され、地方移住や地方の魅力の再発見が加速化してくると言われております。当村としましては、今まで行ってきました ICT の利活用を更に進めるとともに、国、県の D X 推進の対応は勿論でございますが、テレビ会議、テレワークの普及による対応、SNS を活用しました情報発信などに取り組んでまいりたいと考えております。以上答弁と致します。

○1 番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1 番(望月一将君) 村長にお伺いしました今後の ICT 利活用による産業振興についてでございますが、行政事務のクラウド化、村政懇談会でのテレビ会議システム導入、キャッシュレス決済、G I G A スクール構想、L アラートの導入等、この数年で取り組んでこられた活用事業に加えて、今後推進していく行政 D X による 17 業務のシステム統一による委託料の削減につきましては理解できました。私も先の行政懇談会に参加しテレビ会議システムを利用したの新しい形の懇談会を体験しました。より多くの村民の方々が行政と意見交換できる場として、今後の可能性を感じております。次回より更なる村民への周知を図ってより多くの方が参加できる場を作っていただきたいと思います。ただ、これまでの今後推進予定の I C T 事業と、これまで進めてこられた事業では行政義務の利便性に偏っており、産業振興が生まれにくいのではないかと印象を受けております。

そこで村長に再質問させていただきます。現在、世界はもとより全国各地で企業、行政、大学が連携をして I C T を利活用したスマートシティープロジェクトが遂行されております。実現できれば効率的な行政サービスに加え、テレワーク推進による当村への移住者の増加、新たな産業の創出、ブドウをはじめとする農産品の海外進出などによっ

て、地域社会及び地域経済の重要な担い手の確保にもつながり生坂村がこれまで以上に発展を遂げることができると考えています。このスマートシティー構想を実施をしている自治体は日本においてはまだ比較的大きな都市がほとんどであります、当村のような小さな自治体でも産官学が連携した取り組みを十分に可能、取り組みができることも十分に可能であると考えております。今後このようなプロジェクトを立ち上げる意向があるか、村長の考えをお聞かせください。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1 番望月議員の質問にお答えを致します。

スマートシティー構想でございますが、近隣では松本市が今回申請をするという事で、時々記事を見ております。茅野市がちょっと進んでいるのではないかというお話も聞いておりまして、全国では村でもスマートシティーに申請する動きのある村もございます。大変高いハードルだという事もお聞きしておりまして、産業振興でいくのか、環境保全でいくのか、ゼロカーボンでいくのか色々な部分でそのスマートシティーという流れがございます。当村としても当然 I C T を活用していくうえでスマートシティーみたいな形で推進できればいいんですが、なかなかハードルが高いようでございまして、まずは一つずつ当村にあった I C T を活用して、望月議員言われるように産業振興につなげていくように、しっかり研究をしていきたいと思っております。以上答弁といたします。

○1 番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1 番(望月一将君) スマートシティープロジェクトに関してハードルが高いという村長のご回答でございましたが、まあこの生坂村という小さな自治体において、これからの未来の中で生き残っていくためには、やはりこういったプロジェクトに参加をしていくことは欠かせないと考えております。こちらご検討いただけるという事であれば今後生坂村の動向を左右する重要な案件となりますので、行政だけでなく村内外の有識者や若い世代の村民の方とも検討する場、情報共有する場を設けていただければいいかなと思っております。

続きまして、子育て支援事業についてお伺いいたします。今年度の新設事業に「保小中の給食費無料化に保育園給食の 3 歳以上児の主食無償化」とあります。少子高齢化が進む当村において重要な事業と考えますが、4 月に行われた選挙運動中に多くの子育て世代からの「高校生以上の学生への補助を充実してほしい」といった声を多く聞きました。部活動や勉学のため通学の時間帯が変則的で最寄駅や停留所までの送り迎えを共働きの中で毎日行っている世帯がほとんどで大変な苦勞が想像できます。未来の生坂村を担う存在である若者世代や今後移住を考えている潜在的な村民の確保のためにも高校生以上の学生を持つ世帯にも何らかの補助が必要と考えますが、具体的な事業を推進していく予定があるか教育長にお伺いいたします。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（樋口雄一君） それでは、1 番望月一将議員の「子育て支援事業施策」に関するご質問について、お答えいたします。

望月議員の活動におかれまして、高校生等がいる子育て世代の方々から支援を求める声を多く聞いていらっしゃるということでございますが、私も会議や行事の際に、教育関係者や保護者の方々からさまざまなご意見・ご要望をお聞きしているところでございます。「高校通学に係る送迎を重い負担に感じており、支援を検討してほしい。」といった、今回望月議員からご指摘いただいている同様のご意見に関しまして、「第2期生坂村子ども・子育て支援事業計画」策定の際に開催しました「子ども・子育て会議」において、委員の方からお聞きした経過もございます。

今回、ご質問いただいたこの高校生等がいる世帯に対する支援についてでございますが、現状としましては、通学に係る支援としまして、通常の7割以上の割引となっている村営バス通学定期の発行や、予約が必要とはなりますが、明科駅発20時35分発の26便を高校生専用のデマンドバスとして運行しているところでございます。このような通学の支援策を行ってきてはおりますが、今後は、村営バスをもっと大勢の高校生に利用していただき、少しでもご家庭の負担が軽くなるように、現状として利用しやすい状況なのかどうか、また便数等の再確認も含め、担当課を中心に検討し、利用者増加に向けた対策を実施していきたいと考えております。また、教育委員会としましては、高校への通学に関することも含め、そもそも高校生本人の方やご家族の方がどのような支援を一番望んでいらっしゃるのか、また、現状どういった課題があるのか等を把握した上で、該当する世帯のニーズに沿った支援策を研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○1 番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1 番(望月一将君) 教育長にお伺いいたしました子育て支援事業につきまして、高校生等がいる世帯への通学に係る支援として7割以上の割引となる村営バス定期の発行や、遅い時間帯の高校生専用デマンドバス運行による現状の対応があり、今後も高校生のバス利用を増やしていきたいとのご回答ですが、やはり生徒の部活動や勉学の都合上、既存のダイヤでの運行では中々利用者を増やすことはきびしいかなと私は考えております。その中で、また別の支援策として通学支援をバスだけに限らず、支援金という形で補助していく考えはありますでしょうか。ご回答をお願いいたします。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（樋口雄一君） それでは、お答えいたします。

バスの運行以外の支援金という事でご検討できないかという質問でございますが、先ほどご回答いたしましたとおり、どのような支援が一番適当であるのかという事で、色々高校生の方やご家族の方にも色々意見をお聞きしながら、そういった支援をぜひ要望される方が多いようであれば、ぜひそういった方向でまた検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○1 番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1 番(望月一将君) 先ほど申し上げた支援金の件、ご検討いただけるという事で何卒よろしく願いいたします。まあその他バスに関連してではありますけれども、村の財政事情を考えても利用者が少ないままでのダイヤ変更や、支援金の給付が容易でないことは理解できます。しかし、これまでのような村営バスの運営をしていくにあたって、運賃収入に頼らない運営方法等は考えておりますでしょうか。例えば村営バスを一つの広告媒体と捉えて、生坂村の自然でありますとか取り組みを利用して、利用者以外からお金を持ってくるような方法というのも一つの案ではあると思います。その他お考えがありましたらお答えをお願いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1 番望月議員の質問にお答えをいたします。

広告媒体という事でございますが、今村営バスは一般会計から 3000 万円以上かけて運営しております。運賃収入では何処にも追いつかない状況で、福祉的な意味を兼ねて交通弱者のために、また通勤・通学・通院等のために運行しておりまして、まあ財政厳しい中ですが犀川線、またデマンドバスがないと村民の皆さんが困ってしまいますので運行をさせていただいております。まあ広告媒体をやっている県のやまびこドームも今度名前を募集するようでございますが、それがどのくらい価値があるか、また応募があるか、そういった事も研究しながら、なるべく一般財源が助かるような手立てもあれば研究していきたいと思っております。以上答弁といたします。

○1 番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1 番(望月一将君) まあ広告媒体の件もかなりハードルが高いものかとは思いますが、こちら村内外の有識者や若い世代も含めた、移住者等も含めた村民の方との検討する場や協議の場の中で、また新しい運営方法等も模索できると感じておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

続きまして、高齢者福祉センターについてお伺いいたします。

住民の高齢化に伴い、デイサービスセンターの他にも高齢者福祉センターの充実は急務の一つとなっています。現在の生坂村福祉施設高齢者生活福祉センターの稼働状況に

ついてお伺いいたします。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） それではご質問にお答えをさせていただきます。

高齢者生活福祉センター「ふれあいの里」は、現在全16室中11室で入居されています。入居の基準につきましては60歳以上の一人暮らし又は老人世帯で日常生活が自立できる方でありますけれども、現在入所されている方は80歳以上の一人暮らし又は夫婦の世帯で、介護サービスを利用されながら生活しております。

令和元年度以降の退去された方の利用状況でありますけれども、期間は短い方で3ヶ月、長い方ですと15年ほど生活されており、退去後につきましては老人ホーム等の施設入所もしくは、ご家族と同居をされております。職員は朝と夕に入居者の安否確認を行いまして、また困り事等の相談にも対応させていただいております。以上で答弁とさせていただきます。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○1番（望月一将君） 健康福祉課長にお伺いいたしました高齢者生活福祉センターの稼働状況について、現状16室中11室で入居されており、残り5室という事ですが、こちらやはり4月の選挙運動中に多くの村民の方から老後についての不安の声を多くいただきました。昔からこの村にいます方も移住されてきた方も共通して老人ホームのような施設を造ってほしいと希望されています。村外の施設ではなく生坂村で暮らし続けるためにも今後より深いサービスを受けられるものが必要と感じます。

そこで再質問をいたします。高齢者福祉センターの部屋数、入居基準をご説明いただきましたが、今後確実に入居希望者が増えていくと思われます。こちらに対してどのような対策を講じる予定であるか、お伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 1番望月議員の質問にお答えをいたします。

高齢者生活福祉センターは、最初10室で始まりまして3年ほど前に6室増やしました。やはり希望者が多くて、それでもまあ、あと5室残っておりますので、この5室がまた埋まってしまったら今後どのようにするか議会の皆さんと協議をさせていただきながら検討してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○1番（望月一将君） 村長よりご回答いただきました部屋数の件であります、はい。やは

り5室残っているというところでも、今後の高齢化人口も踏まえて考えていくと、やはり生坂村だけではちょっと賄いきれない状況ではあるっていうのは現実としてあると理解できます。そこで老人ホームといった施設をまた新設するとなると財政的にも問題は多々あるかと存じますが、例えば一つの案として有権者の方で空き家を所有している方がそこでグループホームみたいなものを作りたいというような声もいただいております。そういった意見の他にもまだまだ対策として講じるべきことができる案件もあるかと思しますので、ぜひ村民の皆様とともに協議を進めていただきたいと思います。

つづきまして、最後の質問となります。国道19号山清路防災計画について2点伺いたいします。山清路防災2号トンネルの具体的な進捗状況について1点伺います。2点目としてトンネル掘削の際に生じる土の処理について伺います。1号トンネルは日岐地区の団地前の埋め立てに利用したが、現在は波田町に運搬していると聞いております。2号トンネルの掘削の際の土については、団地前の埋め立て地の下流側に続く土地まで埋め立ての延長、或いは今後着工予定の下生野地区に築堤予定の堤防に利用する考えはないか振興課長にお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 1番望月議員のご質問にお答えいたします。

国道19号山清路防災計画につきまして、山清路防災2号トンネルの具体的な進捗状況についてというご質問でございます。望月議員ご指摘の山清路防災事業では、国道19号の東筑摩郡生坂村竹の本から長野市小市に至る延長約40kmにわたる長野19号防災によります国道の防災事業のうち、生坂村の下生坂から大町市八坂瀬口に至る延長3.6kmの区間の整備を進めているものです。

長野19号防災山清路地区は、犀川と山地に挟まれ、現道幅員が7.55mと狭く、線形が悪いうえ落石などがあり、随時対策を施しているものの危険箇所が複数ありまして、未だ落石崩落などの危険性が高い区間となっております。平成8年度に実施した道路防災総点検で、対策が必要と判断された箇所が複数ありまして、平成9年度に実施した岩盤斜面などの緊急調査においても、新山清路橋付近で大規模崩落の可能性が高いとされるA評価、また山清路橋付近で小規模崩落の可能性が高いB評価と判断されまして、特に山清路においては、岩盤崩落による危険性が高く、抜本対策が必要と指摘されこのたびの事業着手となっておりますのでございます。

新しいルートの開通に向けて、雲根地区と宇留賀地区に橋が設けられ、令和元年度からは1号トンネルの掘削を進めておりまして、6月1日現在で延長632mのうち567mの掘削が完了、夏頃に貫通の見込みと聞いています。

ご質問の2号トンネルでございますが、宇留賀地区から平ダム付近までの延長1080mの工事を計画されておりまして、工事の進捗状況についてですが、長野国道事務所に確認したところ、2号トンネルにつきましては、令和4年度の工事の発注に向けて、現在予算要求中という回答をいただいているところでございます。

続きまして2つ目でございます。トンネルの掘削の際の残土処理についてでございます。議員ご指摘の2号トンネル掘削土砂の残土処理につきまして、日岐埋立て地下流側の用地への埋立てや、下生野区の堤防整備工事の築堤に活用する考えにつきまして、長野国道事務所に確認をしましたところ、2号トンネルの掘削土砂の活用方法につきましては、現在関係部署と調整中との回答をいただいているところでございます。答弁は以上になります。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) 1番の質問、1番が令和4年度の工事発注との事、理解できました。ありがとうございます。2つ目の質問のトンネル掘削の際の残土処理についてですが、掘削時の土の性質や各工事の工程といった専門的な問題もあるかと思いますが、生坂村で出た土を生坂村で再利用するという事は、環境保全の面からみても実現できればとても意味のある事と考えます。さらに再利用できる資源を現在暫定的な土の置き場となっている日岐地区や堤防建設が予定されている下生野地区で活用することによって平らな土地が造成することが出来れば土地の値段も価格も上がり、地域の生活環境もより向上すると思います。村の新たな財産として生まれ変わることも可能かと思うので、是非行政側もそちらの方に目を向けていただければと思います。2号トンネルの工事と下生野堤防工事の着工時期が早まる可能性も出てくる可能性もあるかと思うので、こうした予定を、こうした事業を行政と村民、地域住民が一体となって進めていくような予定があるか再度お伺いいたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えいたします。

今ご質問いただきました今後住民を交えたそういった計画的な説明をする機会があるかというご質問でございますが、工事の実施主体であります国土交通省、関東地方整備局長野国道事務所でございますが、今後の予定等については全くこちらの方も詳細まで知らされておられません。そういったご意見があるという事で今後そういった協議もしまして検討してまいりたいというふうに思っております。以上答弁と致します。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) 2号トンネルと堤防工事等の住民を交えた説明の件について理解致しました。こちら村民、地域住民の声というものも多々あるかと思うので、私の方も議員活動をとおして色々な声をすくい上げて行政の方にお渡ししたいと思うので今後ともよろしく願いいたします。以上で私の答弁(質問)終了いたします。

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩をとります。再開は 11 時 20 分と致します。

休憩	午前	11時04分
再開	午前	11時20分

○議長(太田譲君) 再開します。引き続き一般質問を行います。次に、7 番 平田議員。

○7 番(平田勝章君) はい、議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7 番(平田勝章君) 7 番平田勝章です。通告に基づき一般質問を行います。

第1問は明科デリシアが閉店により村民の買い物弱者対策について。第2問は村内請負工事完成後の追加工事について。第3問、村の歴史資料の現状についての3問について質問を行います。

それでは最初の第1問について、安曇野市明科駅前の国道19号歩道拡張に伴う整備工事によって、あやめシティ・デリシアが3月に閉店となりました。6月4日の信濃毎日新聞に明科デリシアが複合商業施設、仮称のデリシアガーデン明科が7月中旬に工事が始まり11月末には終わるなどの記事が載っておりました。あやめシティ・デリシアが閉店となり生坂村村民も多かれ少なかれ影響が出ております。また、新施設が JR 駅側に移転することで、次の質問を行います。生坂村へは事前の連絡はあったのでしょうか。また、今までバスは国道19号脇のあやめシティ前に停車し、乗り降りを行っていましたが、今後の乗降場所はどうなるのでしょうかについて第1回目の質問を終わります。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 7 番平田議員の質問にお答えをいたします。

事前に再開発の連絡等についてのご質問でございますが、生坂村には再開発の連絡はございませんでした。しかし、我が家の仕事の関係で、今年の春にデリシアのバイヤーから聞いた話では、出来れば取り壊す前に、国道19号の反対側に建設して営業をしたいという情報はございました。

しかし、なかなか話が具体化せず、急にバイヤーから私の妻に閉店して取り壊すという通知が来まして、次の日に新聞等で報道され驚いた次第でございます。関係者などから色々と話を聞いておりますが、確実な情報ではございませんので発言は差し控えますが、現在村としては先ほど議員ご指摘の6月4日の信濃毎日新聞に掲載された内容しか分からない状況でございます。

また、現在の村営バスの明科駅前での乗車場所につきましては、あやめシティが解体が始まってから終着場所は明科駅前になっております。今後は新たなデリシアの完成後の状況や国道19号の歩道整備の状況を考慮し、設置をさせてもらいたいと考えており

ます。以上答弁いたします。

○7 番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7 番（平田勝章君） 再質問をさせていただきます。

解体後は JR の駅前で待機という事ではありますが、村営バスの運行時間は JR の運行時間に合わせており待機時間が長かったように思います。JR の駅前で待機をするとしたら長い時間をその場所で待機となりますし、村内からの買い物客は新店舗で買い物をされてバスの待機場所まで移動するようになりますので、あの場所での後続の車との接触などが想定されます。その辺の問題提起をしておかなければと思いますので、明科駅の交番の方などとの当局などとそういうような打合せが必要と思いますが、それについて如何でしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7 番平田議員の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり JR のダイヤに合わせて運行をしております、その時間によっては待つ時間が長くなる、そのご指摘のとおりでございますが、新店舗がどのような形で完成していただけるのかも今分からない状況でございます。事故が起きないようにちょうど良いというか乗降場所をですね、しっかり決めて警察とも相談をしなければいけないと思います。そういう関係機関と相談をさせていただいて乗降場所を決めさせていただきたいと思います。以上答弁いたします。

○7 番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7 番（平田勝章君） できればね、バスの 1 区画だけでも確保できれば有り難いなあなんてように思いますけども、不可能ならば今の関係当局等でもですね、打合せをしっかりとやっていただきたいなあと思います。

次の質問に移ります。3 月の閉店後は生坂村住民も何らかの影響が出ております。社協で作っている有償運送を利用して池田町や安曇野市穂高まで買い物に出掛ける人もおりますし、中には明科まで村営バスを使い明科駅から JR に乗って松本駅前まで行き、松本駅前のアルピコプラザビルの地下にあるデリシアで買い物する人いると聞いております。村としてこの現状を考えると別の援助方法は考えられないかについて質問を致します。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7 番平田議員の質問にお答えをいたします。

買い物の援助方法等についてのご質問でございますが、平成26年度の農業懇談会におきまして、生鮮食品等の買い物について10区に出向いて状況をお聞きをいたしました。その多くのお答えが村外に行かれている方は大丈夫でありましたが、高齢者などの交通弱者は宅配サービスを利用されている方が多かったわけでございます。そこで、今回急な閉店でありましたので、その対応については難しい状況でございます。

しかし、今年度の地域支え合い推進会議では、明科のデリシアの閉店に伴い、生活環境が大きく変化した事例を元に、地域で何ができるのか。また、現行のサービスで何ができ、今後どうサービスを充実させていくかをテーマに検討していきたいと考えております。

買い物については、「目を見て、商品を選び買い物を楽しむ」ことで、外出が多くなり体を動かすことで介護予防にもつながると考えております。よって、議員ご指摘の「もりびと」等の拡充を検討していきたいと考える次第でございます。以上答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 実際はですね、道の駅いくさかの郷が出来て、そこで買い物すればいいんですけども実際はいくさかの郷では中々日用品まで中々買い物客が全てほしいものがない、まあそれが現状なんですけども、そういう中で有償運送はトアツウドアの運行であります。そして定期便バスのような時間を気にせずに乗せていただける福祉バスであるのでまあ便利は便利だと思います。ただ金銭的にはこれを利用して池田町に行くには片道1,000円掛ります。往復で2,000円となります。安曇野市穂高には片道1,500円ですので往復で3,000円掛かることになります。先ほどの上生坂から明科駅までの村営バスを使うと片道が明科まで300円、そして明科からJRに乗ると240円、それで往復では1,080円ですので有償運送よりも安くなります。ただこれはトアツウドアとはいかないもんですから、そこからはまた歩かなきゃいけないっていうような事は出てくると思います。そこで利用者からは時間や金銭的に負担が大きいなどの意見もありますので、社協で行っている事業で「もりびと」の制度はっていう話になると思いますけども、この間も会議に打ち合わせを出たんですが、意外とその制度が知らなくてですね、であります。で一つはチラシを広報と一緒に配ってます。それが一つと、それからカレンダーの内側にしっかり印刷されているんですが大概の人は破いてどうも捨てるみたいなんですね。そうするとチラシもどうも一枚でこういうような一枚で入っていると何となくそっくりやって広報だけ読むと。その辺はその人っていうか、それぞれの勝手っていやあ勝手なんですけれども、現実はその中であまり見てないっていうのがこの間の打合せの内容でした。まあその辺も含めてですね、これから今の件については庁内でも知恵の輪委員会等もありますのでもう一回その辺で今の件については検討していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思いますけども、山村活性化事業を活用し「いくさかの郷」を

充実させ、電話等で予約注文を受けることや、生活用品を代わりに買い整えるなどのサービス向上は考えられないかについて質問いたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 平田議員の質問にお答えをいたします。

山村活性化事業の活用というご質問でございますが、いくさかの郷では、一昨年５月下旬から生鮮食品、日配食品、日用雑貨など、要望に応じて配送をしております、この内容の周知は、村内の全戸配布チラシで開始し、毎月の全戸配布チラシに掲載しているところでございます。

山村活性化対策事業では、事業実施主体やその構成員である団体の経常的経費に要する経費は対象外となるため、道の駅の仕入代は対象となりません。また、農産物の更なる販売促進を図ることを目的とした、インターネット販売や電話での予約販売の仕組みづくりについては対象となりますが、生活用品の供給を目的とすると山村活性化対策事業の目的から外れてしまいますし、当事業は今年度の計画を策定しまして、関東農政局から 1,000 万円を採択していただきましたので、早期に活用方法を検討し、計画変更を提出して実施をすることは、困難であると考えております。現在、ある程度の商品の予約対応は今でも行っていますので、お申し込みいただきたいと思います。しかし、いくさかの郷オープン当初のような、生鮮食品、日配食品等の品揃いは、賞味期限による食品ロス等が生じますのでご容赦を願いたいと考えているところでございます。以上答弁いたします。

○7 番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7 番（平田勝章君） 再質問を行いたいと思います。村の活性化施設であるいくさかの郷のオープン当初では生鮮食品や日用品等を揃えるなど、村民の皆さんのニーズに応じてきたかと思いますが、生鮮食品は生物で日持ちも悪く賞味期限による食品ロスが多く出ますし村として経営の黒字化を求められている状況では難しい問題だと理解しております。先ほどもお話をしましたが、お客さんは日用品が少ないとか、あれを揃えてほしい、これを揃えてほしいなど要求は尽きませんが、数も少数でありますので経営的には再三に合わないものと思います。いくさかの郷は活性化施設であり、ここを拠点として高齢者の買い物支援や買い物弱者の皆さんへの支援をする方法として電話の予約注文をして次の日に販売するとか、配達をするなどの仕組み作りが出来ないかについて質問したいと思います。

インターネットの注文は手っ取り早くて便利ですが、多くの高齢者の皆さんは使える人が少ないと思います。また、定期的に直売所への送迎車を動かすことになっていると思いますが、この送迎車は現在どのような頻度で利用されているのかわかる範囲で説明をお願いしたいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えいたします。

道の駅いくさかの郷無料送迎車両の利用状況についてでございます。平田議員ご指摘の送迎車両についてでございますが、このサービスは平成30年9月にプレオープンしましたいくさかの郷を起点とした買い物弱者対策の一環としまして平成30年12月から村内を北部・中部・南部の三つのブロックに分けて週ごとに指定のバス停間の時間運行を開始いたしました。令和2年7月までの利用者は135名、そして令和2年8月からは運行日はそのままに事前に電話予約をするデマンド方式へと移行をいたしました。それから現在までに利用者数えますと86名、併せましてこれまでに221名の利用者という事になります。月平均で計算をしてみますと一月当たり大体7人から8人ほどの利用者がいらっしゃるという事でございます。また内訳としましてみますと、北部ブロックの方が非常に多いという事で特に女性の高齢者の利用という事で聞いております。以上答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番（平田勝章君） ちょっと先にいいですか。今の事について質問させて、はい。今のデマンドバスに移行しているっていう事で、令和2年の7月以降は86名って事ですかね。で北部の方が多いうて事なんですけども、私が今見てる感じではそんなに何かバスが動いてないような感じがします。それと上生坂でも旭だとか前の農協の周りの周辺の人達は前は農協で店をやったもんですから買い物行ったんですが、いくさかの郷が出来て、で農協が閉店になりました。そのおかげで今の近所のそれまで買った人達が、今度は道の、店が遠くなったという事で実際はだいぶ難儀をしてるんですけども、でその辺も含めてこのバスで乗車は出来るんですかね、上生坂の人達も。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えいたします。

無料送迎バスのご利用につきまして、上生坂地区でも利用が出来るかという事でございますが、先ほど村長からも答弁がありましたように毎月道の駅いくさかの郷でカレンダーを配布しております。そこにバスの送迎、利用方法につきましても毎月載せてございまして、ここに先ほど私も申しましたABC3ブロックに分けて運行しているという所に上生坂地区も入ってございます。Aブロックとしまして毎週火曜日に運行するようになっております。実際上生坂地区の方もご利用されてる方も現在いらっしゃるという事でお聞きしておりますので、以上答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 再質問なんですけども、先ほどのインターネットの注文てのはあるっていう事なんですけども、例えば電話の予約注文をして次の日にそのものを用意するなり、それから次週に用意するとかそういうような、それからそれをまた配達するとか。今中に水曜日だか木曜日に村外からのお豆腐屋さんがいて、その人たちは豆腐を売った時にその時に色々注文をして、それでまたその時に何が欲しい、これが欲しいとか言うと、それを聞いてまた次週に持ってくるというようなそういうことをやってるようなんですけども、そういうことを道の駅でそういう細かな事をやってるかどうか、それは不可能かどうかって事を村長にお聞きしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番平田議員の質問にお答えをいたします。

お豆腐屋さんこの近所にも週に一度来まして、色々と家の近くまで行って販売をしております。もう顔なじみになっておりましてその方にお願ひすると次の週に欲しいものが届く場合もあるようでございます。道の駅いくさかの郷としましては、そこまで細かく対応は今の陣容では難しいと考えております。直売所は確かに村民の皆さんのお買い物の場としてご利用をいただきたいんですが、そこまで細かく対応するにはそれなりの形をとらなければなりませんし、最初生鮮食品・日用品等を取り揃えた時もその仕入れ価格より量販店の価格の方が安いんですね。それだけ大きな問屋から仕入れてもその仕入れ価格よりイオンとかツルヤとか、そういう所へ行って買った方が安い。そりゃあ村民の皆さんどうしても車で買い物に行って、ここから10分から15分で行けますので、そういう事でやはりほとんど売れないものもございました。そういう事を考えますと中々そういう細かい対応は、今のいくさかの郷では無理かと考えております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 買い物弱者という事で実際車でね、家族なり自分が運転して買い物に行ける人はいいなんですけども、実際いけない人がいるわけですよね。でその中に先ほどの村長の答弁にありましたように「まごころ」でしたよね、そういうやり方が一つ、それからそれにまた足りないものを買いに行くとか、逆にまだそっからはみ出した人たちについてどうするかっていう事なんですけども、非常に生活する中ではそういう買い物弱者の人は非常に現実に困るわけなものですから、その辺の対応もですね、じゃあもりびとでもって対応するかっていう話もこの間は出ておりましたけども、もりびとそのものも先ほど言ったように中々知れていないってのが現状です。それからもりびとに会員登録をして手助けをしてあげようっていう人達もまだもうちょっと多くてもいい

かなあと思うんですが、そちらの方もまだ少ないように思います。その辺をまた今後ですれ充実していかなければと思っているところですので、私もそうですが行政の皆さんも心にとめてまたその辺の方も検討してもらいたいまあと考えております。

それでは次の質問に行きたいと思います。第2問なんですが、村の工事で一つの工事が完成後、村民などから指摘で部分的に一部を追加工事とする事例が3件ほどありましたが、一つは上生坂梅月地域で丸山さんと降旗さんの入る箇所道路の段差について1年後に解消されました。二つ目は石原団地内で檜沢から流れ出る水が昨年7月の豪雨では団地内に飛散したため梅月の要望箇所として上げ、その後また手直しをしていただきました。3番目は石原団地内を通る水路の中間に柵がありますけども、開口1m位だもんですから開口のままで危険なため先日鉄板を被せてもらいました。4つ目はいくさかの郷の保育園の入り口の方なんですが花壇の土なんですけども昨年度は砂利混じりの土のため花の生育が非常に悪かったこと、真夏には花や木が枯れそうで私も何度かボランティアで軽トラにタンクに水を載せてポンプでもって朝晩或いは夕方に何度か水やりを行いました。今年度は春先に業者によって全面的に土の入れ替え工事が行われましたけども、当初から花壇にするんだから良い土に入れた方が良いと言われておりましたけども何故できなかったのかわかりません。まあこれ今も事例をあげましたけども、これらについてなるべく1回で処理できる方法はなかったんでしょうかについて質問をいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○振興課長（中山茂也君） 村内工事で本工事完成後の追加工事について一緒に処理する方法はないのかについてのご質問についてお答えをいたします。

平田議員のご指摘のとおり、1つ目の道の駅いくさかの郷駐車場造成工事において、いくさかの郷南側から西側の村道に接続します新設した村道の取り付け部分に段差がありまして、令和2年度の地区要望箇所現地調査により確認後、今年3月に修繕工事を行い現在は解消しているところでございます。2つ目の石原団地北の檜沢から南へ伸びる水路のマスフタについてはお話しいただきましたとおり、5月30日に平田議員よりご指摘をいただき、現場を確認後、早急に発注をしまして現在完了しております。3つ目、この水路上流の檜沢から石原団地内につながる際の排水処理に不具合があるとしまして、令和3年度地区要望現地調査によりまして確認をいたしましてブロック積み擁壁に設置するU型コルゲートフリュームを延長をしまして先月修繕を完了しております。4つ目のいくさかの郷の花壇につきましては、ご指摘のとおり土目が悪く石も混在し管理が困難であったため、先月土の入れ替えを行っております。

これらの修繕工事等につきましては、平田議員ご指摘のとおり1度の施工で済むものもあるかと思われます。当然、日ごろ工事や事業を進めるうえで、その時点で考えられる施工の方法等について、費用対効果を考慮しながら実施しているところですが、施工までに急を要したものや施工完了後ですとか共用開始して判明することなども今回ご指

摘のとおり実際ございます。今後このようなことがないようにする方法としましては、工事・施工方法を考えるうえで、長期的な視点から安全で不具合なく費用対効果の高い施工方法などを関係機関と十分検討することかと考えておりますので、今後、課内で共有し留意してまいりたいと考えます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 現状ではですね、何かと村の職員が管理が悪かったとかってように思われがちなんですけども、どうも村職員はですね現場に張り付いているわけじゃないものですから、中々細かな部分は気が付かないと思います。逆にですね、業者の現場代理人の方は常にそこに居るわけなんですよね。また現場代理人とまた作業者との間では今のそういうような今の私が指摘したような細かい項目っていうのは何か分かってると思うんですよね。だもんですから、その辺のところをですね、関係をととか色々問題点をですね役場の職員に連絡いただくようなシステム、それが何か欲しいなあっていうように思うんですよね。その辺がですね、前も昔の中村建工ですかね、建物でも雨漏りがしたっていうと、何か設計が悪いとかそんなような話でもって終わっちゃっているんですけども、私もそういう工事関係を代理人をやってきてまして、あくまでそういう色々の問題点は書類にしてそこで解決してやってたもんですから、そういうことを考えると今のようなそういう簡単なですねえ規模のちっちゃいような工事については、そういう中でやっていけるように思うんですよね。そういうような事で私からしたらもうちょっと現場代理人の質を上げるじゃないけども、そういうコミュニケーションが必要だなあと思うんですけども。その辺も含めて再質問をしたいと思いますが如何でしょう。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○振興課長（中山茂也君） 今ご質問いただきました業者さんですとか、現場代理人さんと連絡とり合いまして、そういった不備な個所について指摘をいただいて事前に対処していくという方法のご提案でございます。それにつきまして、こちらも今後、村工事発注する際そういった点もちょっと含めまして業者さんとお話をしていきたいというふうに思います。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 先ほどについては、せっかくの工事でお互いに指摘するのは嫌なもんですので、是非1回でできりゃね済むように、それぞれがですね、私たちもそうだと思うんですけどね、どっかでもってこういう事があるよ、ああいう事があるよってな事はまた情報として流したいなというように思います。

それでは第3の質問を行いたいと思います。今村の歴史資料について質問をいたします。村内の歴史資料について、生坂村史歴史民俗編は平成9年の3月31日発行となっておりますし、文化財編は平成11年1月20日発行となっております。宮川清治先生が中心に行われました。宮川先生は昨年100歳を超え長寿を全うされました。改めてご冥福を申し上げたいと思います。議会でも一度村の歴史について宮川先生より講演をお願いしたことがありました。編集に先立ち色々な資料を集める段階では多くの人達の応援があったり時間も長い時間をかけての完成だったのと思います。その時の資料が村民会館に保管されていると思いますけども、そこで次の質問を行います。

保管された資料が沢山ありますが、全て村に寄附されたものと考えてよろしいでしょうか。又は一部は返還されるものもあるのでしょうかについて質問をいたします。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（山本雅一君） それでは村民会館に保管されている資料が、村に寄附されたものか、借用したものかについてお答えをしたいと思います。

現在、村民会館の資料室には村誌編纂の際に収集された史料が数多く保管されており、地区ごと、または提供者ごとに分類され、文書保管箱で計35箱分となっております。また、村誌発行後に編纂委員会で作成しました「史料目録」によりますと、史料の提供者は団体も含めて80名程度、史料の数は4,700点余となっております。

これらの史料であります「寄贈」史料と、管理を委託します「寄託」史料、返却すべき史料の3つに分かれますけれども、現状を把握したところ、いくつかの保管箱に「寄贈」とか「寄託」という表記はあったものの、全ての史料に明記されている状態ではありませんでした。また、コピーが保管されており既に返却されていると思われる史料もありましたので、少し時間をかけまして整理し、全体を把握する必要があると考えております。以上答弁とさせていただきます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 再質問なんですけども、編集委員会は当初は夜に行っていました。私も最初はですね参加をしておりましたが、高齢者の皆さんは夜はしんどいと言われまして、その後は昼間の会議となり私は参加できなくなりました。資料の中には江戸時代の上生坂村の絵図面などがあり当時の明科町の関さんから借りたものとの事でした。これも実際のを宮川先生から見せてもらったこともあります。生坂村村史編纂では先ほどのような村外から借りた資料もありましたので、借りるにあたっては信用で借りる方法や借用書を交わして借りる方法などで保管されていると思います。当時は村史編纂はブームもあってそれぞれの市町村でも作られておりますし、各家庭に一冊ずつ備わっていると思います。先ほどの答弁では少し時間をかけて整理したいとの答弁でしたが、これまで何年もそのままになっていると思います。これから次長が退職する

までには何とかなるんですかね。それまでには何とか整理をお願いしたいと思いますが、そういう難しいもんなんですかね。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長(太田譲君) 教育次長。

○教育次長（山本雅一君） それではお答えいたします。あの次の質問の内容にも触れますけれども、今少しその整理を遂行しておりますので、ちょっと私の退職の期間というのが中々申し上げられませんが是非努力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(太田譲君) 一般質問の途中ではありますが、ここで昼食のため休憩をはさみたいと思います。再開は13時とします。

休憩	午前	11時59分
再開	午後	1時00分

○議長(太田譲君) 再開します。引き続き一般質問を行います。

○7番（平田勝章君） はい、議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番（平田勝章君） 午前中はですね、村の歴史資料について質問いたしました。これからですね、今度は学芸員をですね雇って生坂村の歴史をさらに充実していく考えについて質問したいと思います。

生坂村史は将来若い人に伝えていかなければならないと思います。次の時代の人達にどのように伝えていくかが心配になります。中学生や高校生などに将来村に帰ってきてほしいとか、村の魅力などについてよく言われます。その中で村の歴史も魅力の一つと私は考えております。そのことで今の学芸員を雇うつもりはないかについて質問したいと思います。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長(太田譲君) 教育次長。

○教育次長（山本雅一君） それでは学芸員を雇って歴史をさらに充実していく考えはこの事のお答えを申し上げます。生坂村につきましては小さな村でございます。そのため新たに学芸員を雇用するというのは難しいというふうに考えておりますが、生坂村の資料とか作品の保存、研究、また公開などを行っていくことは非常に大切なことでございますので、まずは、未整理の史料等を整理したり、その後、山清路の郷資料館、農村資料館にある展示物なども含め、史料の保管場所や活用方法等について、総合的に研究していきたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○7番（平田勝章君） はい、議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番（平田勝章君） なぜ学芸員かっていうとですね、去年も今年もですね安曇野市の職員がですね、明科に来て戦国時代だとか江戸時代のそういう色々の説明をしてくれています。たまたまそこに行ったときにそういう事があって、こういうやり方もいいのかなあって思いました。東筑では朝日村にも学芸員の人がありますけども、そういう事でこういう歴史的なものをですね残すのに、本当は教育委員会に任しても中々専属に居る人もやっぱ居なきゃいけないなっていうようにまあ自分の考えです。そのように感じております。学芸員でなくてもですね、歴史に興味のある人たちの仲間を集めての勉強会などを始めることが大事だと私は思っております。また、今生坂中学校もですね昭和26年開校だと認識しておりますけども、これについても今同窓会ってのは中々何にも動いてないと思うんですよね。で今これも70周年くらいに丁度なります。これも中々今の徐々に変わってくもんですから、今の中学校がどういう時点でどういう具合に造られたかっていうのを徐々に忘れ去られているっていうような事もあります。それも含めてですね、これちょっと学芸員の話は共通じゃないんですけども、それも含めてそういう歴史は大事だとそのように私は思っております。その中でこういう中学校の歴史も70年くらい経つんですけども、これも一つの中で歴史の中では何かをして少しでも記憶に残していきたいなあというように私は思いますが、それについて村長何かお考えを、ありますか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番平田議員の質問にお答えをいたします。

歴史は大事であると私も思います。私も生坂中学校出身で前の古い校舎で学んだ一人でございます、その壊される前に同級生で同級会を行って、その大きな柏の木の前で写真を撮って私はとってございますが、そういう言い伝えも大事なかなと思いますが、中学校は周年事業を中々行っておりません。小学校の方は私がPTA会長の時に開校20周年記念を行いまして、3・4年前に40周年記念行っております。そういう節目を記念することも大事かと思いますが、それぞれ学校には教育の課程がございますのでまた教育委員会から中学校の方にどのように中学の歴史を残していくのか色々とお話し合いをしていただきたいと思います。以上答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 教育長何かありますか。

○教育長(樋口雄一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(樋口雄一君) 平田議員の質問についてでございますが、私も小学校の何十周年記念という冊子は教育長の近くの棚にありましたので何回か見たことはあったんです

が、確かに中学校の資料があまりなかったなっていうのは記憶にしておりますので、先ほど村長が答弁していただきましたように、中学校の節目の今までの歴史とかどのような形で伝えていけばいいのか、また校長先生とかと相談させていただきたいと思っております。以上でございます。

○7番(平田勝章君) はい、議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 生坂村はですね歴史を大事にしたり、またそれを観光に使ったり、そういうような基礎的なものをもうちょっと充実していく事が必要で大事ななというように私は思っております。それと今中学校の話では前の塩尻から来た小沢校長でしたっけ。で、小沢校長は何かその当時辞める前は何か同窓会を動かして何とかこういうような60周年、70周年記念やりたいなっていうに、そういう話はしております。先ほど村長の話では小学校については20周年、30周年、40周年で10年ごとにはやってこられておりますけども、中学校については何もないと。この間のグラウンドの真下にヒューム管が埋まってましたけども、それもどういような歴史があるかってのは意外とみんな知らなくなっちゃう。やっぱりその中で私はたまたまその時は小学校、昭和26年だと4歳くらいでたまたま餅を拾ったりそれも記憶にあるし、昭和34年頃から第2期の工事で田んぼがグラウンドになったという、そういう事でありました。でその時にヒューム管を埋めたって事ですのでもうだいぶ経ってるわけだよね。まあそういうような事で歴史は徐々に忘れ去られますけども、皆どなたも中学校の卒業生になってくると何て言うかな、少しでも歴史を積み重ねていたり、また徐々に昔は校友会とか学校では校友会とかあってそういう文書もね、交わしてたりしてたと思う発行してたと思うんですけども、そういうものも何か欲しいなと私は思いますので、是非これからはこういう事を大事にどっかでそういう周年、10周年毎のそういうようなものを作っていきたいなと私としては個人的には要望して、そしてこの一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長(太田譲君) 以上で、一般質問を終わります。

◎委員長報告

○議長(太田譲君) 日程3、この9日に各常任委員会に付託した、議案第25号、令和3年度補正予算案1件、請願3第2号のあわせて2件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務建経常任委員長 望月一将議員。

○総務建経常任委員長(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○総務建経常任委員長（望月一将君） 総務建経常任委員会、審査報告をいたします。

生坂村議会議長 太田譲様。総務建経常任委員長 望月一将。総務建経常任委員会は6月9日本会議において予算案1件について付託された議案審査を6月10日午前9時から本会議議場において出席委員、望月、字引、吉澤、太田。行政から村長、副村長、総務課長、坂爪総務係長、竹内財政係長、藤澤村づくり推進室長、振興課長、藤澤建設係長、平林産業係長の出席で開催しました。総務課関係と振興課関係について細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果それぞれ次のとおり決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第25号 令和3年度生坂村一般会計補正予算について。この補正予算案は、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ50,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,147,848千円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものです。総務課、振興課関係について採決の結果、原案のとおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

総務課関係については、主な質疑は次のとおりです。

元気づくり支援金を活用した村指定避難所施設のデータベース化の内容はとの問いに、村内にある35カ所の避難所の案内図と装備品リスト、各部屋の大きさや収容可能人数をデータ化している。データベースは各地区の自主防災単体ハザードマップや村のホームページにも共有し、グループワークで図上訓練もしていく予定との回答でした。

データベースの作成は行政職員のみで行うのか、地区担当者の参加も必要ではとの問いに、建物の平面図作成の関係で業者委託で行っている。各区で保有している防災物品についても調査し一貫してデータベース化を図っていく。最終的な確認は各区でも協力をいただく予定との回答でした。

災害時の避難指示を一本化していくという国にの方針がでていますが、どの程度の災害状況で避難指示を出すのか、ガイドラインはあるのかとの問いに、避難指示に関しては課長会議や知恵の輪委員会で都度検討している。検討結果は広報や住民集会で随時共有していくとの回答でした。

総務管理費の企画費の貸付金について、山村振興資金は既に1,000万円があるはずだがなぜ貸付けるのかとの問いに、支出は立替えて実績により交付をしていただく仕組みであり、事業資金の貸付け事務の際には内示若しくは決定通知をいただいた後に交付金が発行される。貸付分はその後に回収との回答でした。

補助金を使つての行政職員の自動車運転免許取得は妥当かとの問いに、この計上については除雪対応で大型特殊と中型バスでの村民送迎などの業務のためのもの。村の補助は3分の2で残りは自己負担になっているとの回答でした。

消防団員は70名以上在籍しているが、消防費の消耗品となっている防寒衣70着の理由はとの問いに、防寒衣は宝くじ助成事業で購入したもの。年間の上限が100万円のため、取り急ぎ70着を購入したが来年も引き続きこの事業で申請していくとの回答でした。

振興課関係について、主な質疑は次のとおりです。

林業振興費で購入した高津屋キャンプ場の消耗品を詳細に説明してくださいとの問いに、消耗品の内容はアウトドアテント 1 張り、ポータブル電源 1 つ、テーブル、イス、ランタン、マット、フッドライト、ロープ、ポールなどとの回答でした。

高津屋キャンプ場についての資料では 4 ～ 5 名収容の竪穴式テントを使用するとの事だが、テント内での焚き火の管理はどのようにになっているのか、高津屋森林公園の地形上、風向きなどを考慮してリスク管理の徹底が必要と考えるがとの問いに、役員でも火の扱いについては慎重に協議している。テントの場所は駐車場の隣を予定しているが近くに水道もない事もあり現在も検討しているとの回答でした。

中山間地の畔刈り応援事業でラジコン草刈り機を導入する予定だが、農作業安全講習会会費がゼロとなっている理由、購入後の管理は何処が行うのか、また今後も他の中山間地域から予算を出して今回のようなものを購入していく予定はあるかとの問いに、講習会は実施するが機械購入先の業者によるものなので費用は掛けずに行う予定。備品については 80 万円以上の重要物品は決算書財産目録に入れ込み、効率的に機械の維持等が出来るように、農業公社を含め検討していく。管理規定、使用規定は今後定めていくとの回答でした。

機械の貸出し対象は各団体になっているが、事業終了後には団体だけでなく個人への貸出しも可能か、高齢の個人への貸出しも検討する必要があると思うがとの問いに、公益性から考えると個人の貸出しは出来ないと考える。間接的に貸出せるようにシルバーセンターに依頼できるかなど今後決めていくとの回答でした。

以上、総務建経常任委員会報告といたします。

○議長(太田譲君) 総務建経常任委員長の報告を終わります。

総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

[声なし]

○議長(太田譲君) なければ、次に社会文教常任委員長 藤澤議員。

○社会文教常任委員長(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○社会文教常任委員長(藤澤幸恵君) 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長 太田譲様。社会文教常任委員長 藤澤幸恵。6月9日本会議にて社会文教常任委員会に付託された補正予算案 1 件、請願 1 件について、6月10日13時に委員会を開催しました。出席委員は、藤澤、望月、平田、藤原。行政から村長、副村長、教育長、教育次長、住民課長、健康福祉課長、関係係長 4 名で詳細に説明を受け、慎重審議の結果をそれぞれ次のとおり決しましたので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

議案第 25 号 令和 3 年度生坂村一般会計補正予算について。この補正予算案は、規

定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 50,848 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,147,848 千円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によるものです。住民課、健康福祉課、教育委員会関係について採決の結果、原案どおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な意見について申し上げます。

教育委員会関係では、保小中一貫教育検討協議会の報告で保小中一貫教育を 1・2 年後に導入を臨むという意見がある中で、事務局としての今後のスケジュールはとの問いに、早ければ令和 4 年度から遅くとも令和 5 年度には現在小中連携教育を進めているので一步先進んだ保小中一貫教育の導入が出来ればと考えている。その後小中学校が別々に建てられているので一貫教育を進めていく上で併設が良いとの意見が住民から上がれば移転、改築等を含めて義務教育学校、小中一貫型学校導入についても考えていくとの回答でした。

住民課関係では、社会保険税別番号制度システムには個人番号が盛り込まれているのかという質問に、そこは盛り込まれていないとの回答でした。

健康福祉課関係では、新型コロナウイルスワクチン接種での健康被害の賠償は国が見ることになっているが、村を通して行うとなれば議会の決裁が必要になるのかとの質問に、賠償となれば議会の議決が必要となります。調べてみますが想像では議会の議決が必要と思われるとの回答。

村外から通勤されている住民票のない人のワクチン接種はできるのかとの質問に、原則は住民票のあるところで接種となっているが、キャンセル等の対応として村外から通勤者に対して接種することもあり得るとの回答。

ワクチン接種を行わない人に対する接種を促すことはするのかとの質問に、希望者には接種を行うが、接種を促す広報等は予定していないとの回答。

集団接種を学校等で行うと接種したか、していないかが分かりそこで差別が発生するのではとの質問に、学校等で行うと半強制的接種に見えてしまう事が考えられるので学校と調整中との回答。

次に請願第 2 号義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書採択を求める請願書。この請願は今日ある教育的諸課題の解決を思う時、義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充することは切なる願いであり、特に意見はなく採決の結果、全員賛成で採択すべきとし、意見書を提出することに決定しました。

以上審査の結果と経過を申し上げまして社会文教常任委員長報告といたします。

○議長（太田譲君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。

社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

○3 番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい、お願いします。私も社文の委員ではございますが、この審議の後冷凍庫の不備の報道がございました。これについて健康福祉課長にお伺いしますが、これは生坂村の冷凍庫にはそういった不備はなかったという事は確認されておりますでしょうか、以上。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。報道にもありましており、一部の自治体におきまして冷凍庫の不備が発見されたという事で、製造メーカーの方で対応するという事でございます。生坂村の冷凍庫を確認しましたところ製造メーカーが違いまして、うちの村には該当しないという事は確認しております。参考ですが、長野県内には納入されていないという事でありましたので、そちらの方も併せて報告をさせていただきます。

○議長（太田譲君） 他にありませんか。

◎討論

○議長（太田譲君） なければ、次に討論に入ります。

ただ今、委員長報告のありました議案第25号、令和3年度補正予算案1件、請願3第2号のあわせて2件を一括して、反対討論のある方の発言を許します。
反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（太田譲君） 反対討論は無いようですので賛成討論は省略し、討論を終わります。

◎採決

○議長（太田譲君） これより、採決に入ります。

はじめに、議案第25号「令和3年度生坂村一般会計補正予算（第1号）」を採決します。本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、請願3第2号「義務教育費国庫負担金制度の堅持・拡充を

求める意見書の提出について」を採決します。この請願に対する委員長報告は、採択です。本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、発議第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎議事日程の追加

○議長（太田譲君） お諮りします。お手元に配布してある日程のほかに、本日、理事者より追加提案されております、

議案第26号 「生坂村監査委員の選任について」

議案第27号 「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議案第28号 「生坂村教育委員の任命について」

議案第29号 「生坂村教育委員の任命について」

と、議員より提出されております

発議第3号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」

の、あわせて5議案と「議員派遣の件」を追加したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。よって、5議案と「議員派遣の件」を日程に追加します。ここで、日程を事務局より配布させますので、しばらくお待ちください。

◎追加議案・提案理由の説明

○議長（太田譲君） ここで、理事者より追加議案提案理由の説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、一般質問と委員長報告等でお疲れのところ、申し訳ございませんが、追加議案のご審議をいただきたくよろしくお願いを申し上げます。

議案の説明に付きましては、

議案第26号 生坂村監査委員の選任について

この人事案件は、生坂村監査委員の池本貞夫氏が任期満了となるため、引き続き池本貞夫氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものあり、任期は令和3年6月23日から令和7年6月22日までの4年間であります。

議案第27号 生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について

この人事案件は、生坂村固定資産評価審査委員会委員の丸山秀光氏が任期満了になる為、引き続き丸山秀光氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであり、任期は令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間であります。

議案第28号 生坂村教育委員会委員の任命について

この人事案件は、教育委員会委員の小林和雄氏が任期満了になる為、引き続き小林和雄氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであり、任期は令和3年7月1日から令和7年6月30日までの4年間であります。

議案第29号 生坂村教育委員会委員の任命について

この人事案件も、教育委員会委員の久保田有利子氏が任期満了になる為、引き続き久保田有利子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであり、任期は令和3年7月1日から令和7年6月30日までの4年間であります。

以上の議案でございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長（太田譲君） 提案理由の説明が終わりました。

◎追加議案の提出

○議長（太田譲君） お諮りします。

追加日程1・議案第26号 「生坂村監査委員の選任について」

追加日程2・議案第27号 「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」

追加日程3・議案第28号 「生坂村教育委員の任命について」

追加日程4・議案第29号 「生坂村教育委員の任命について」

の人事案件4件を、一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（太田譲君） 「異議なし」と認め、追加日程1、議案第26号から追加日程4、議案第29号の4件を、一括議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

◎採 決

○議長（太田譲君） この 4 議案は、それぞれ人事案件ですので、質疑・討論を省略し、採決に入ります。最初に、議案第 26 号「生坂村監査委員の選任について」を、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。
よって、議案第 26 号は、原案のとおり 同意することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 27 号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」を、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。
よって、議案第 27 号は、原案のとおり 同意することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 28 号「生坂村教育委員の任命について」を、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。
よって、議案第 28 号は、原案のとおり 同意することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 29 号「生坂村教育委員の任命について」を、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。
よって、議案第 29 号は、原案のとおり 同意することに決定しました。

◎発議第 3 号

○議長（太田譲君） 追加日程 5、発議第 3 号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」を、議題にしたいと思います。提出議員の朗読説明を求めます。2 番 藤澤議員。

○2 番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2 番（藤澤幸恵君） [社会文教常任委員長 藤澤幸恵君 朗読説明]

◎質疑・討論

○議長（太田譲君） 質疑・討論に入ります。追加日程 5、発議第 3 号について質疑・炉
討論のある方の発言を許します。反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（太田譲君） 反対討論は無いようですので賛成討論は省略し討論を終わります。

◎採 決

○議長（太田譲君） これより、採決に入ります。

追加日程 5、発議第 3 号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出
について」を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、発議第 3 号は、 原案のとおり可決することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（太田譲君） 次に、追加日程 6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布してあるとおり派遣することに
したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件はお手元にお配りしたと
おり派遣することに決定しました。

◎継続審査の申出

○議長（太田譲君） 次に、日程 4、「閉会中の継続審査及び調査の申し出」について
を議題とします。お手元に配布してあるとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審
査及び調査の申し出がありました。会議規則第 74 条の規定により、これを許可したいと
思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、議会運営委員長、平田議員、総務建経常任委員
長、望月一将議員、社会文教常任委員長、藤澤議員から申し出のありました閉会中の継
続審査及び調査を許可することに決定しました。

◎村長挨拶

○議長（太田譲君） 以上で本定例会に付された議事日程はすべて終了いたしました。
ここで、村長のあいさつを求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和3年第2回生坂村議会6月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。9日から9日間の会期の6月定例会でございましたが、提出しました議案を原案のとおりご採択いただき、誠にありがとうございました。

さて、今定例会も多岐にわたる案件に対しまして、議員各位より常任委員会、一般質問でご提言・ご指導を頂戴いたしました。それらに対しまして答弁させていただいた内容に沿って、それぞれの部署や役場全体で対応してまいりたいと考えております。

現在、医療従事者や担当部署等のご尽力により、新型コロナウイルスワクチンの接種が進んでおりますが、引き続き新しい生活様式での村政運営、村民の皆さんの安全・安心な生活の確保などを考慮をしまして、今後の各種事業や行事などの運営を課長会議、知恵の委員会で協議することは勿論ですが、議会や区長会、各種委員会でご一緒に検討協議をお願いしなればと考えております。そこで、来週には赤とんぼフェスティバル実行委員・区長合同会議、いくさか敬老の日実行委員会をお願いし、感染防止対策を講じての開催か、中止かななどを委員各位に協議していただき、方向性を定めていきたいと考えております。

「生坂村絆づくり支援金」は、当初予算で200万円をお認めいただき、今月30日が申請の締め切りとなっております。担当に聞きましたところ、現時点で3件ほど申請される状況とのことであり、まだ予算に余裕がございますので、村民の皆さんと行政が一緒に協働による地域づくりを推進するため、また地域の活性化のために、議員各位からも各地区でも協働による取組を進めるために、ご指導いただきますようお願いいたします。申請につきましては、地区担当職員がお手伝いをしますので、多くの申請を期待するところでございます。

「地域発 元気づくり支援金」を活用しての事業は、今年度中に事業を完了しなければなりません。今定例会で関係予算をお認めいただきましたので、新型コロナウイルス感染状況を加味して、それぞれの事業に取りかかることになります。

そして、今年度も両支援金を活用して、それぞれに協働事業を行っていただきますので、実施される皆さんが協力し合って元気を出して活動をしていただき、村内外に小さくとも活力のある生坂村を発信していただければお願いをする次第でございます。村民の皆さんの英知を結集して、生坂村の未来に明るい希望や夢が広がるために、議員各位にも「第6次総合計画」「いくさか村づくり計画」を常に念頭においていただき、建設的なご意見、ご提言を頂戴しながら、検討協議をお願いし、村民の皆さんとの協働による村づくりの継続によって村政運営を進めてまいり所存でございます。

議員各位には、引き続きご健勝にてご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣言

○議長（太田譲君） 本定例会の会議に付された事件につきまして、慎重審議をいただき深く感謝いたします。

これで令和３年第２回 生坂村議会定例会を閉会します。

なお、この後、全員協議会を開催します。開会は 14 時 10 分から、この会場で行います。起立。礼。大変ご苦勞様でした。

[閉会 午後 1 時 5 0 分]

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和3年6月17日

議 長 灰田 譲

署名議員 藤澤 幸恵

署名議員 藤原 良司